令和７年警察白書

抜粋

目　　次

第１部　特集・トピックス

特集　　ＳＮＳを取り巻く犯罪と警察の取組・・・・・・・・・・１

トピックス

Ⅰ　令和６年能登半島地震への対応を踏まえた警察活動の高度化・・・・・・・24

Ⅱ　警察活動における先端技術等の導入・活用・・・・・・・・・・・・・・・・30

Ⅲ　構造的な風俗関係事犯に対する警察の戦略的取組・・・・・・・・・・・・32

Ⅳ　組織的窃盗・盗品流通事犯に対する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・36

第２部　本編

第1部　特集・トピックス

SNSを取り巻く犯罪と警察の取組

特集に当たって

本年の警察白書の特集のテーマは「SNSを取り巻く犯罪と警察の取組」です。

情報通信技術の著しい発展が社会に様々な便益をもたらす反面、インターネットで提供される技術やサービスの中には、犯罪インフラとして悪用され、犯罪の実行を容易にし、あるいは助長するものも存在しており、これらへの対策が喫緊の課題となっています。

例えば、多くの国民が利用するSNSについても犯罪インフラとして悪用される側面もみられます。具体的には、SNSを通じて対面することなく、やり取りを重ねるなどして関係を深めて信用させたり、恋愛感情や親近感を抱かせたりして金銭をだまし取るSNS型投資・ロマンス詐欺の被害は極めて憂慮すべき状況にあります。また、各種犯罪により得た収益を吸い上げる中核部分は匿名化され、SNSを通じるなどしてメンバー同士が緩やかに結び付くなどの特徴を有する「匿名・流動型犯罪グループ」が、SNS上で高額な報酬を示唆して犯罪の実行者を募集し、詐欺、強盗・窃盗等の犯罪を実行させた上で、末端の実行者を言わば「使い捨て」にしている実態がみられます。これらの犯罪をめぐる情勢は極めて深刻な状況にあり、国民の体感治安を悪化させる大きな要因となっています。

さらに、SNSが薬物の密売や児童買春等の違法行為に悪用されている実態もみられるほか、児童ポルノ等の違法情報や犯罪を誘発するような有害情報に加え、偽情報・誤情報のSNS上における投稿・拡散が社会問題化しています。

この特集では、第1節で「SNSを取り巻く犯罪の情勢と対策」としてSNSを悪用した犯罪とその対策について概観し、第2節では「SNSを取り巻く犯罪に対処するための技術的基盤」として情報技術解析部門の取組等を紹介します。そして、第3節では、SNSを取り巻く犯罪の現状と対策を踏まえ、今後の対策の在り方について展望します。

SNSの普及に伴い、「匿名・流動型犯罪グループ」をはじめとする犯罪者が国民の皆様に容易に接触を図り、犯罪を実行することが可能となっており、治安上の大きな課題となっています。また、SNSのアカウント開設時の本人確認が十分でない場合も見受けられ、SNSや匿名性の高い通信手段が捜査上のハードルとなっています。

今回の特集が、SNSを取り巻く犯罪の情勢と警察の取組状況についての国民の皆様の理解を深めるとともに、このような犯罪の被害を防止し、国民の皆様の安全・安心を確保していくための対策の在り方について考えていただく一助となれば幸いです。

MEMO　SNSをめぐる近年の情勢について

SNSは、個人の日常的なコミュニケーション手段としての利用に加え、企業や行政を含む幅広い主体による情報発信にも活用されており、公共的なインフラとして国民生活や社会経済活動に広く浸透している。一方で、SNSは、匿名で誰もが双方向の発信を可能とするため、犯罪に悪用されるケースがみられるほか、これらのサービスを提供する事業者は海外事業者であることが多く、日本法人や国内法人窓口が設置されていない事業者については、円滑な捜査や迅速な情報提供の観点から課題もみられる。この特集では、急速に普及・進展するSNSを悪用する犯罪に対処していくための取組を紹介する。

第1節 SNSを取り巻く犯罪の情勢と対策

1 SNSを悪用した犯罪の実態と対策

（1）SNS型投資・ロマンス詐欺

SNSを通じて対面することなく、やり取りを重ねるなどして関係を深めて信用させたり、恋愛感情や親近感を抱かせたりして金銭をだまし取るSNS型投資・ロマンス詐欺の被害は極めて憂慮すべき状況にある。

❶ SNS型投資・ロマンス詐欺の認知状況・被害額等

令和６年（2024年）中のSNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数は１万237件、被害額は約1,272億円と、前年に比べて認知件数及び被害額のいずれも著しく増加している。

図表特－１ SNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数・被害額（令和５年及び令和６年・月別）

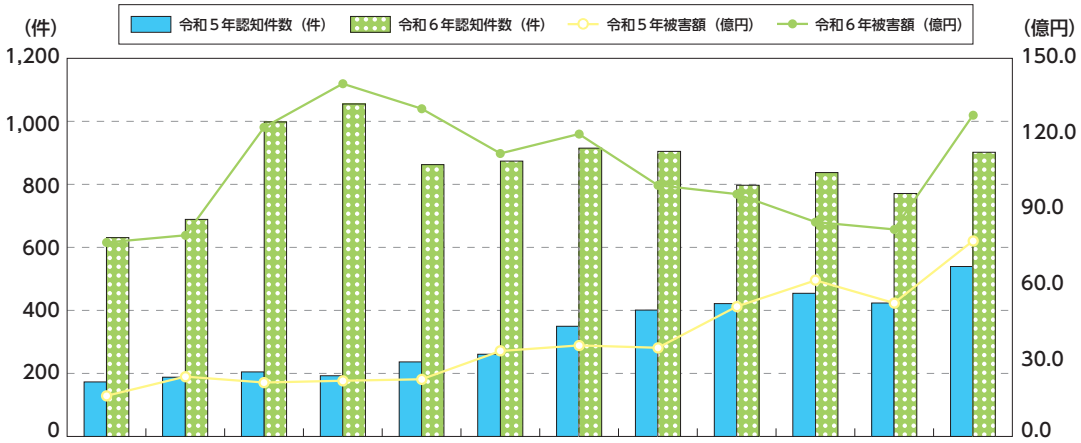

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
令和５年認知件数(件)	173	188	205	193	237	261	350	401	422	454	423	539
令和５年被害額(億円)	16.1	23.8	21.4	22.1	22.6	33.9	36.1	35.1	51.5	62.0	52.9	77.6
令和６年認知件数(件)	631	689	998	1,055	863	874	915	905	797	837	771	902
令和６年被害額(億円)	77.0	79.8	122.7	139.9	130.1	112.2	120.0	99.6	96.1	85.1	82.1	127.4

注：令和５年中の調査においては、SNS型ロマンス詐欺について、相手方が外国人又は海外居住者を名乗ったものを対象として実施

これらの詐欺では、犯行グループがSNSやマッチングアプリを通じて被害者と接触した上で、他のSNSに連絡ツールを移行し、やり取りを重ねて被害者を信用させ、預貯金口座への振込み等により被害金をだまし取るといった手口がみられる。同年中の被害状況をみると、被害者の年齢は、男女共に40歳代から60歳代の被害が多く、また、１件当たりの平均被害額は1,200万円を超えている。

図表特－２ 被害者の年齢層（SNS型投資詐欺）

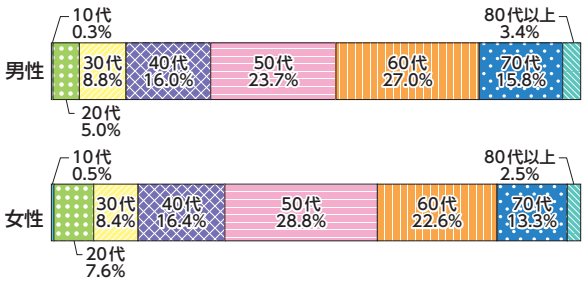

図表特－３ 被害者の年齢層（SNS型ロマンス詐欺）

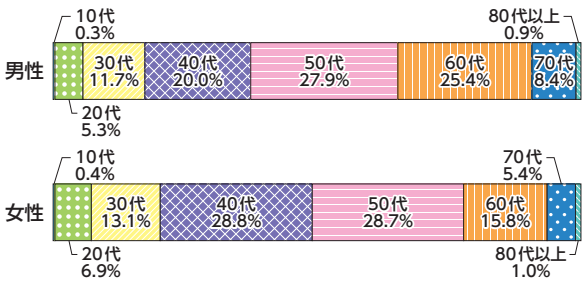

❷ SNS型投資・ロマンス詐欺の検挙状況・対策

近年、SNSやキャッシュレス決済の普及等が進む中、新たなサービスを悪用した詐欺の手口が急激に巧妙化・多様化しており、SNS型投資・ロマンス詐欺による被害が急増するなど、極めて深刻な情勢にある。

令和６年中のSNS型投資・ロマンス詐欺の検挙人員は129人（うちSNS型投資詐欺は58人、SNS型ロマンス詐欺は71人）であったが、こうした犯罪への関与がうかがわれる匿名・流動型犯罪グループ(注)に対する取締りや実態解明を更に強化するとともに、関係機関・団体等と連携した対策を強力に推進していくことが急務である。

ア　被害発生状況等に応じた効果的な広報・啓発活動の推進

SNS型投資・ロマンス詐欺の被害実態を踏まえ、警察庁において、ウェブニュースアプリ等においてインターネット利用者に注意喚起を行うターゲティング広告を実施しているほか、政府広報とも連携し、広報・啓発を実施している。

また、SNS型投資・ロマンス詐欺の犯行には、SNSやマッチングアプリが数多く利用されている実態に鑑み、各サービスの利用者に個別に適時適切な注意喚起を行うよう、各事業者に働き掛けている。

イ　犯行に利用されたSNSアカウント等の速やかな利用停止措置等

SNS型投資・ロマンス詐欺については、犯行グループから被害者への連絡手段としてSNSアカウントやマッチングアプリが悪用されている実態に鑑み、犯行に利用されたSNSアカウント等について、被害者からの通報及び警察からの要請に基づき、SNS事業者等において犯行に利用された犯行グループのSNSアカウント等を特定し、速やかに利用停止等の措置を実施するスキームを構築し、運用している。

ウ　金融機関と連携した検挙対策の推進

SNS型投資・ロマンス詐欺が急増しているほか、法人口座を悪用した事案もみられるなど、預貯金口座を通じて行われる金融犯罪への対策が急務となっている。令和６年８月、金融庁と連携し、一般社団法人全国銀行協会等に対して、法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策を一層強化するため、警察への情報提供・連携の強化等を要請した。これを踏まえ、警察では、金融機関の取引モニタリングにより詐欺の被害のおそれが高い取引を検知した場合に、都道府県警察への迅速な情報提供を行う連携体制の構築を進めている。

CASE

飲食店経営者の男（29）らは、令和６年２月から同年７月にかけて、バイナリーオプション取引を指導する講師になりすまし、SNSを通じて、同講師から指導を受けた生徒が同取引で多額の利益を得ているとする内容虚偽の画像等を被害者らに閲覧させた上で、同講師の指示するとおりに同取引に投資すれば、短期間で多額の利益を確実に得られるものと誤信させ、投資に関する情報商材の購入代金名目で合計約760万円をだまし取った。同年10月までに、同男ら41人を詐欺罪で逮捕した（大阪）。

CASE

ナイジェリア人の男（61）らは、令和４年１月、女性になりすますなどして、SNSを通じて知り合った相手に対し、「資産譲渡のための手数料等を支払う必要がある」などと虚偽の電子メールを送るなどして、資産譲渡の手数料名目等で約60万円をだまし取った。令和６年７月までに、同男ら３人を詐欺罪等で逮捕した（警視庁）。

注：134頁参照（第４章）

MEMO 国民を詐欺から守るための総合対策2.0の策定（政府全体の取組）

図表特－4 SNS型投資・ロマンス詐欺被害の流れ

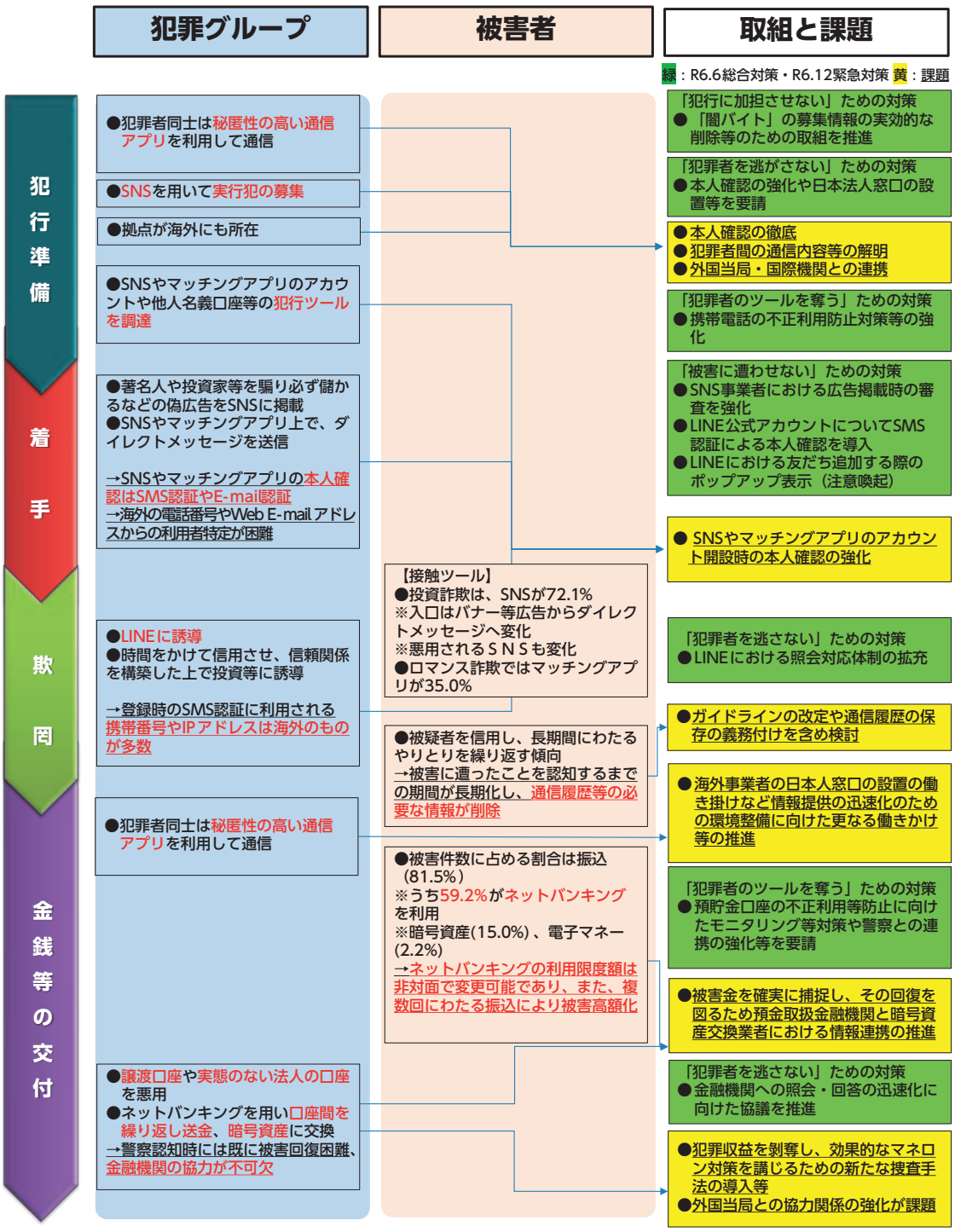

注：犯罪対策閣僚会議第42回会合（令和７年４月22日開催）資料より抜粋

政府はこれまで、令和6年6月に、SNS型投資・ロマンス詐欺をはじめとした詐欺等全般への対策を取りまとめた「国民を詐欺から守るための総合対策」（令和6年6月18日犯罪対策閣僚会議決定）を策定し、詐欺等の被害を食い止め、信頼を基礎とする我が国社会の健全な発展、安全・安心な社会の実現を図るための施策を強力に推進してきた。

また、同年12月には、これまでの各種施策の進捗状況を点検した上で、更に一歩踏み込んだ対策を行うため、「いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策」（令和6年12月17日

犯罪対策閣僚会議決定）を取りまとめ、SNS等を使って実行犯を募集する、いわゆる「闇バイト」(注1)による強盗事件等への対策を講じてきた。

犯罪対策閣僚会議第42回会合
（首相官邸ウェブサイト）

しかしながら、こうした官民を挙げた対策が進むにつれ、犯人側は、それに応じて手口を巧妙に変化させており、一層複雑化・巧妙化する詐欺等について、立ち後れることなく、国民をその被害から守るためには、手口の変化に応じて機敏に対策をアップデートすることに加え、犯罪グループを摘発するための実態解明の取組や犯罪グループと被害者との接点の遮断といった抜本的な対策を強化する必要がある。そこで図表特−4のように、詐欺等のそれぞれの犯罪類型ごとに、犯罪者グループと被害者との接点につき段階に応じて既存の対策と取り組むべき課題を検討し、令和7年4月、「いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策」を統合する形で「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」（令和7年4月22日犯罪対策閣僚会議決定）(注2)を策定し、政府を挙げた詐欺等に対する取組を抜本的に強化することとした。同決定において、金融・通信に関するサービス・インフラの悪用を防止するための対策として政府で取り組むこととされた主な施策を紹介する。

❶ 匿名・流動型犯罪グループの存在を見据えた取締りと実態解明の推進

匿名・流動型犯罪グループの活動実態の変化に機動的に対応し、事件の背後にいる首謀者や指示役も含めた犯罪者グループ等の弱体化・壊滅のため、部門の壁を越えた効果的な取締りを推進するとともに、匿名・流動型犯罪グループの資金獲得活動等に係る実態解明を進める。

❷ SNS事業者及びマッチングアプリ事業者に係る本人確認の厳格化

SNSやマッチングアプリアカウントを悪用し、利用者を信用させるなどして、詐欺被害につながっている事案が確認されていることから、引き続き、SNS事業者及びマッチングアプリ事業者に対し、アカウント等の開設時に本人確認を実施するよう働き掛ける。

❸ 通信履歴の保存の義務化

捜査機関が被害を認知し、犯罪に関与している人物を特定するために通信事業者から所有する通信履歴を取得した時点で、通信履歴が残されていない場合が一定数存在していることから、通信事業者の通信履歴の保存の在り方について、通信履歴の保存の必要性や妥当性、保存期間や費用面の課題とともに、電気通信事業における個人情報等保護に関するガイドラインの改正や通信履歴の保存の義務付けを含め検討する。

❹ インターネットバンキングの申込み時における審査の強化

インターネットバンキング利用が被害の高額化の一つの要因になっていることがうかがわれることから、インターネットバンキングの初期利用限度額の適切な設定、利用限度額引上げ時の利用者への確認や注意喚起等の取組を推進する。

❺ 金融機関間の情報共有の枠組み創設

犯罪者グループは複数の預金取扱金融機関の口座を保有し、被害金が犯罪者グループの手に渡る前に口座凍結を行うことを困難にさせていることから、犯行に使用される口座の情報を迅速に捜査機関と共有し、かつ、犯罪者グループによる被害金の出金を防ぎ被害回復を図るため、預金取扱金融機関間において不正利用口座に係る情報を共有しつつ、速やかに口座凍結を行うことが可能となる枠組みの創設について検討する。

警察では、SNSを利用した犯罪の捜査上の課題に対応するため、関係機関と連携しながら引き続きこれらの取組を推進していく。

注1：「闇バイト」等情報とは、「闇バイト」、「裏バイト」等と表記したり、仕事の内容を明らかにせずに著しく高額な報酬の支払いを示唆したりして犯罪の実行者を募集する投稿や当該投稿に関連する情報をいう。このような表現には、犯罪への気軽な参画を容易にするという指摘もあり、警察ではこのような情報を犯罪実行者募集情報と呼称している。
2：決定の概要については、QRコード参照

MEMO 組織的な詐欺に対する各国との連携強化の推進

令和5年（2023年）12月に茨城県水戸市で開催されたG7内務・安全担当大臣会合、令和6年（2024年）3月にロンドンで開催された国際詐欺サミット等により、国境を越える組織的詐欺と闘う国際的な気運が高まる中、同年9月、16か国及び3機関の参加を得て、国際詐欺会議（Global Fraud Meeting）を東京都で開催した。

本会議では、国際的な協力関係の一層の強化に向け、警察庁長官による基調演説を実施したほか、各国の政府、国際機関等が把握する最新の脅威情報・取組状況、検挙事例を踏まえた着眼点・教訓等を共有し、参加国等の発表を踏まえつつ、海外拠点の摘発等に係る国際捜査協力や各国の詐欺対策について、実務的な議論を行った。

国際詐欺会議の様子

警察庁長官による基調演説

（2）偽情報・誤情報

❶ インターネット上の偽情報・誤情報

近年、SNSや動画配信・投稿サイト等のデジタルサービスの普及により、あらゆる主体が情報の発信者となり、インターネット上で膨大な情報が流通し、誰もがこれらを入手することが可能になっている一方で、インターネット上の偽情報・誤情報は、短時間で広範に流通・拡散し、国民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼし得る深刻な課題となっている。

例えば、大規模災害発生時におけるインターネット上の偽情報・誤情報については、信ぴょう性の確認や判断に時間を要し、被災地等において救助活動への支障や社会的混乱を生じさせるおそれがある。

警察では、関連事業者に対して警察活動で把握した当該情報等について削除依頼等を行うとともに、災害に関連した偽情報・誤情報に対するSNS等を通じた迅速かつ効果的な注意喚起を実施しているほか、違法行為に対しては厳正な取締りを行うこととしている。

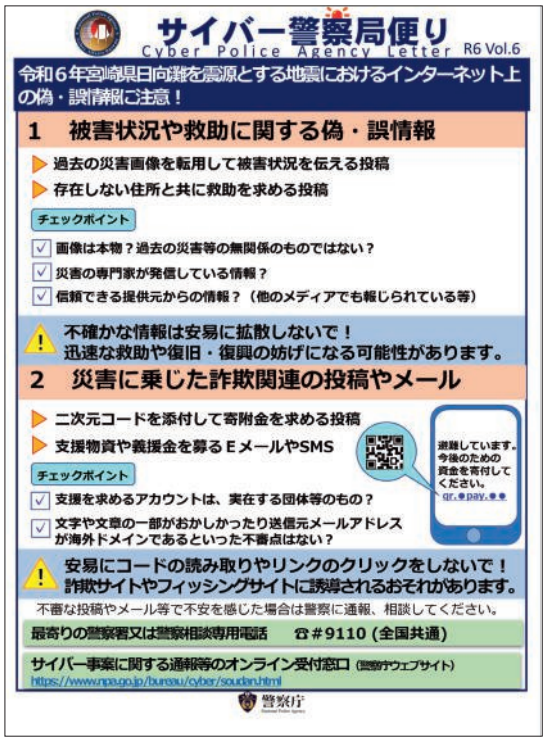

宮崎県日向灘を震源とする地震に伴う注意喚起

CASE

会社員の男（25）は、令和６年能登半島地震(注)に際し、被災者を装って、救助が必要である旨の虚偽の情報を「X（旧Twitter）」アカウントに投稿し、前記情報を把握した警察官らに本来不要な捜索活動等を実施させることで正常な業務の遂行を困難にさせ、その業務を妨害した。関東管区警察局サイバー特別捜査部からの情報提供を受けて捜査を実施した結果、投稿者を特定し、令和６年７月、同男を偽計業務妨害罪で逮捕した（石川）。

注：令和６年１月１日午後４時10分に発生した石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6の地震

❷ 外国による偽情報等の脅威と対策

近年、国際社会においても、いわゆる伝統的な安全保障の領域にとどまらない動きとして偽情報等の拡散への懸念が高まっている。海外においては、偽情報等の拡散が軍事的手段と共に複合的に用いられている例があるほか、選挙の公正を害する可能性が指摘されるなどしているところ、偽情報等の拡散は、普遍的価値に対する脅威であるのみならず、我が国の治安にも悪影響をもたらし得るものである。また、生成AI技術の発展等に伴い、巧妙な偽情報が大量に生成され、SNS等で拡散されるリスクへの対応が重要な課題となっている。

令和６年（2024年）２月、カナダの研究機関は、中国企業が我が国を含む30か国の現地報道機関を装った偽サイトを運営し、中国当局の見解に沿った情報の発信を行っているとの報告書を発表した。また、同年９月には、米国司法省が、米国大統領選挙に際し、米国内の分断を増幅するような偽情報等を拡散したロシア国営報道機関職員２人を起訴したと発表した。

我が国に対しては、令和６年能登半島地震に際し、東日本大震災の際に撮影された写真を悪用するなどして、被災地における治安の悪化を印象付けるような外国語による偽情報が、SNS上で拡散された事例等が確認されている。

我が国では、令和４年12月に閣議決定された「国家安全保障戦略」を踏まえ、外国による偽情報等の拡散への対処能力を強化するため、関係機関が連携し、情報の収集、集約及び分析、正確な情報発信等を実施する体制が内閣官房に整備された。警察においても、関係機関等と連携し、情報の収集・分析に努めるなど、外国による偽情報等の拡散に対し、適切に対処していくこととしている。

（３）薬物事犯

❶ SNS等を利用した薬物の密売の実態

我が国の薬物情勢は依然として厳しい状況にある。さらに近年、SNS上で薬物の密売情報を掲載して購入を勧誘し、購入希望者が応募すると匿名性の高い通信手段に誘導して取引を行うなど、密売の手口が巧妙化している。例えば、大麻の乱用者を対象とした実態調査によれば、大麻の入手先を知った方法として、SNSを含む「インターネット経由」が全体の４割弱を占め、年齢層が低くなるにつれてその占める割合は高くなるなど、SNSを利用した密売が若年層の薬物乱用に拍車をかけていることがうかがわれる。警察では、薬物の供給の遮断と需要の断絶に向け、関係機関と連携しつつ、取締りや効果的な広報啓発活動を推進している。

図表特－５　大麻の入手先を知った方法

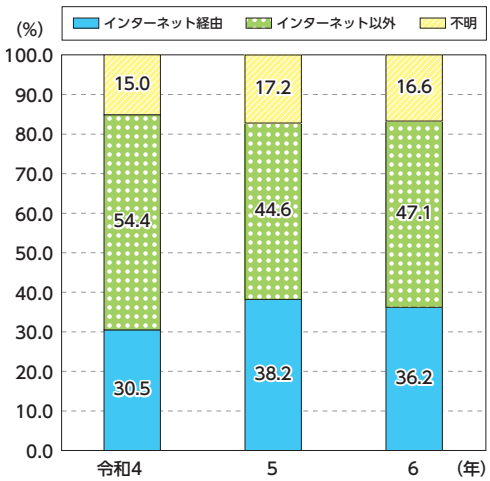

図表特－６　SNSを含むインターネット経由で大麻の入手先を知った年齢層別割合

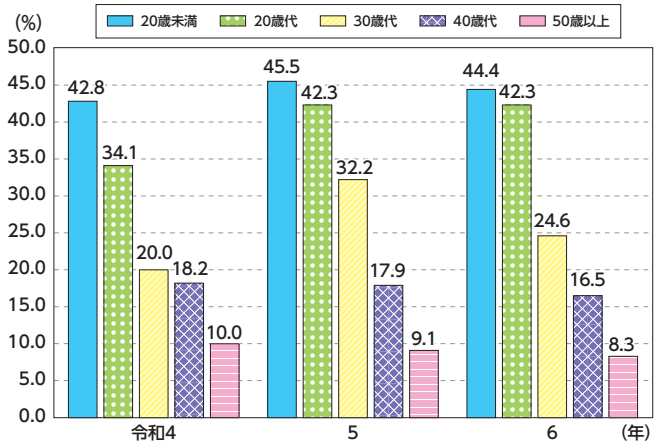

注：令和４年から令和６年までの各年10月から11月において大麻取締法違反（所持）で検挙された者のうち捜査等で明らかになったもの。

CASE

無職の男（28）らは、令和４年10月から令和６年１月にかけて、千葉県内等において、SNS上に大麻等を販売する書き込みを投稿するなどして集客し、大麻の密売等をした。同年７月までに、同男ら４人を麻薬特例法違反（業として行う譲渡等）等で検挙するとともに、同男らから大麻を購入するなどした客７人を大麻取締法違反（所持）で逮捕した（千葉）。

押収された大麻等

❷ SNS等を利用した広報啓発活動の推進

警察では、広報啓発活動を通じて薬物の危険性や有害性を訴え、その拡大防止に努めている。特に、令和６年12月に大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律が施行され、大麻の不正な施用について罰則規定が適用されることとなったことを受け、動画配信サイトを利用して大麻乱用防止啓発映像を配信し、制度の内容等について周知を図った。

また、SNS等において大麻に関心を示した者に対して、ターゲティング広告を実施するなど、SNS等を活用した情報発信を行っている。

動画配信サイトにおける大麻乱用防止啓発映像

SNSにおけるターゲティング広告

（４）児童の性的搾取等(注１)

❶ SNSに起因する児童の性的搾取等の実態

SNSは、匿名性が高く、見ず知らずの相手と容易に連絡を取り合うことができる特性から、児童の未熟さや立場の弱さを利用した児童買春等の悪質な事犯の「場」として悪用されている実態があり、中には児童の殺害にまで至った事案も発生している。

令和６年中の児童買春、児童ポルノや不同意性交等などの性犯罪を含むSNSに起因する事犯(注２)の被害児童数は、1,486人と前年から減少したものの、近年これらの事犯の被害児童数は依然として高い水準で推移している。特に、小学生の被害児童数が近年増加傾向にあり、被害児童の低年齢化が懸念される状況にある。

児童の性的搾取等が児童の心身に有害な影響を及ぼし、かつ、その人権を著しく侵害する極めて悪質な行為であるとの認識の下、警察では、児童の性的搾取等の撲滅に向けて、取締りの強化等の取組を推進している。

注１：児童に対する性的搾取（児童に対し、自己の性的好奇心を満たす目的又は自己若しくは第三者の利益を計る目的で、児童買春、児童ポルノの製造その他の児童に性的な被害を与える犯罪行為をすること及び児童の性に着目した形態の営業を行うことにより児童福祉法第60条に該当する行為をすること並びにこれらに類する行為をすることをいう。）及びその助長行為（児童買春の周旋、児童買春等目的の人身売買、児童の性に着目した形態の営業のための場所の提供、児童ポルノの提供を目的としたウェブサイトの開設等をいう。）

２：SNS（オンラインゲームを含む。）を通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯で、対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等（殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁）、面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法第２条から第６条に規定する罪

図表特－7 SNSに起因する事犯の学職別被害児童数及び小学生の被害児童数の推移（平成27年（2015年）～令和6年）

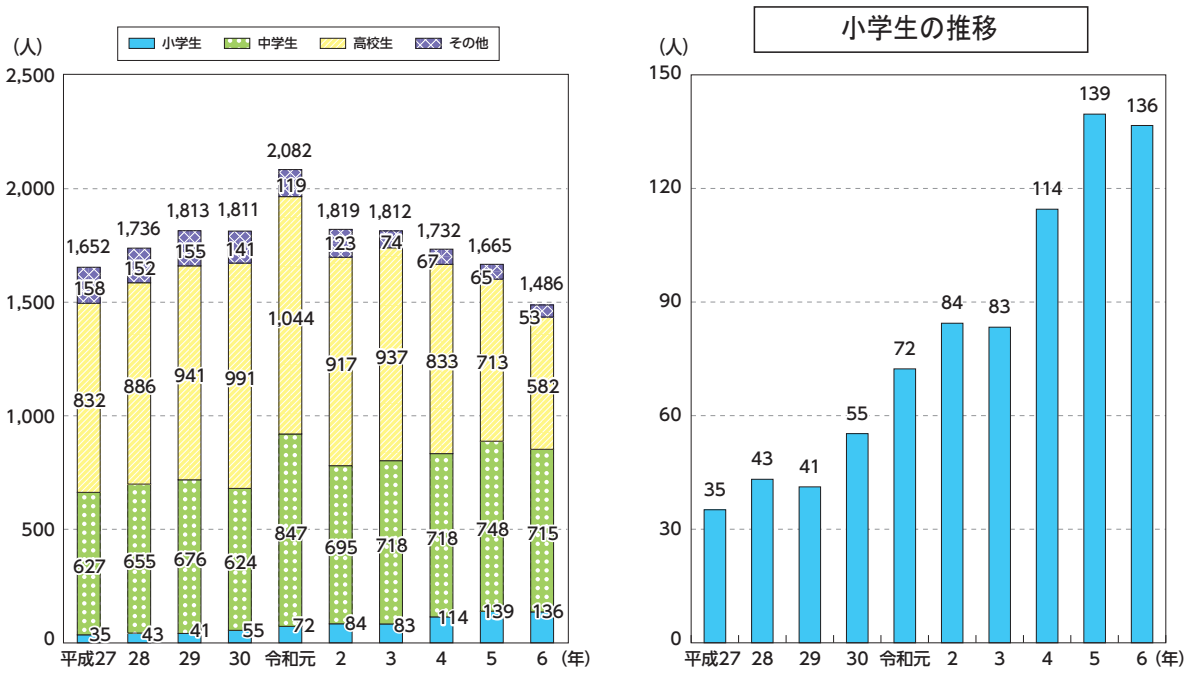

CASE

自営業の男（54）は、令和５年６月から同年７月にかけて、SNSでコスプレ撮影と称して知り合った女子児童（13）に対し、現金を供与して、性交した。令和６年２月、同男を不同意性交等罪及び児童買春・児童ポルノ禁止法違反（児童買春）で逮捕した（大阪）。

CASE

コンビニエンスストア従業員の男（38）は、令和５年７月、オンラインゲームで知り合った男子児童（12）に対し、SNSを通じて同児童に自己の性的な部位を露出した映像を撮影するよう要求し、自身のスマートフォンにその映像を送信させた。令和６年２月、同男を16歳未満の者に対する映像送信要求罪等で逮捕した（長崎）。

❷ SNSに起因する児童の性的搾取等への対策

警察では、児童の性的搾取等事犯に対する取締りを徹底しているほか、SNS等における、児童によるものとみられる児童買春等の相手方を求める書き込みや、家出を企図する児童による宿泊先の提供を求める書き込みといった、児童の性的搾取等につながるおそれのある不適切な書き込みに対して返信（リプライ）機能を活用した注意喚起や警告を行うなど、被害の未然防止に重点を置いた対策を実施している。

また、関係機関・団体等と連携し、保護者や児童に向けたSNSを含むインターネットの適切な利用等に関する広報啓発、スマートフォンを中心としたフィルタリング(注)の普及促進等の取組を推進しているほか、SNS事業者で構成される一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構（SMAJ）への情報提供を通じたSNS事業者による自主的な被害防止対策の実施を促進している。

広報啓発用リーフレット

注：インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、青少年に有害な情報を閲覧できなくするプログラムやサービス

2 SNSを悪用した犯罪実行者募集の実態と対策

（1）匿名・流動型犯罪グループによる犯罪実行者の募集

匿名・流動型犯罪グループは、犯罪を実行するに当たって、SNS等において、仕事の内容を明らかにせず、「高額」、「即日即金」、「ホワイト案件」等、「楽で、簡単、高収入」を強調する表現を用いるなどして、犯罪実行者を募集している実態が認められる。同グループは、このような犯罪実行者を募集する情報（犯罪実行者募集情報）への応募者に対して、あらかじめ運転免許証や顔写真等の個人の特定に資する情報を匿名性の高い通信手段を使用して送信させることで、応募者が犯行をちゅうちょしたり、グループからの離脱意思を示したりした場合には、個人情報を把握しているという優位性を利用して脅迫するなどして服従させ、犯罪実行者として繰り返し犯罪に加担させるなどの状況がみられる。また、応募者が犯罪を実行したとしても約束した報酬が支払われない場合もある。

図表特－8 犯罪の実行犯を募集する手口

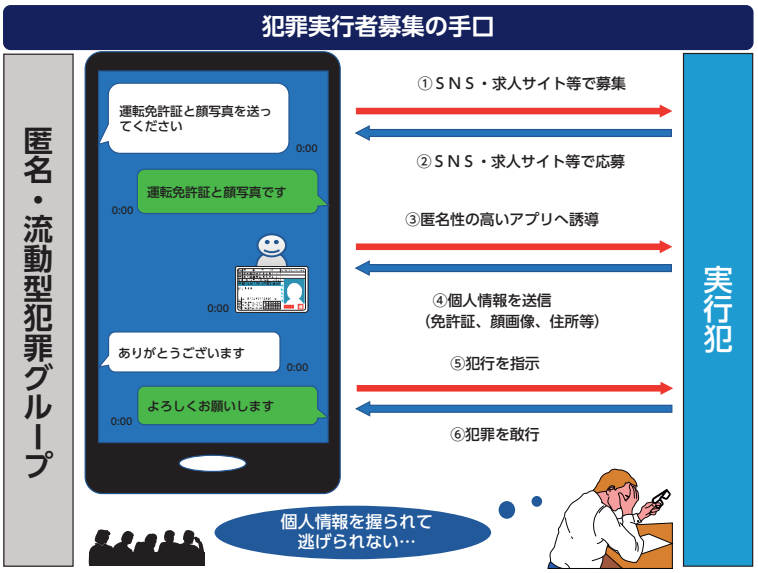

❶ 特殊詐欺(注)及びSNS型投資・ロマンス詐欺

特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺を実行する匿名・流動型犯罪グループは、SNS等で高額な報酬を示唆して犯罪実行者を募集し、犯行に加担させるなどしている。

また、首謀者、指示役、犯罪実行者の間の連絡手段には、匿名性が高く、メッセージが自動的に消去される仕組みを備えた通信手段を使用するなど、犯罪の証拠を隠滅しようとする手口が多くみられる。

さらに、暴力団構成員や海外に所在する首謀者や指示役が、SNSを用いて犯罪実行者を募集して応募者に特殊詐欺等を実行させているケースや、応募者を海外に渡航させて犯行に加担させているケースもみられる。

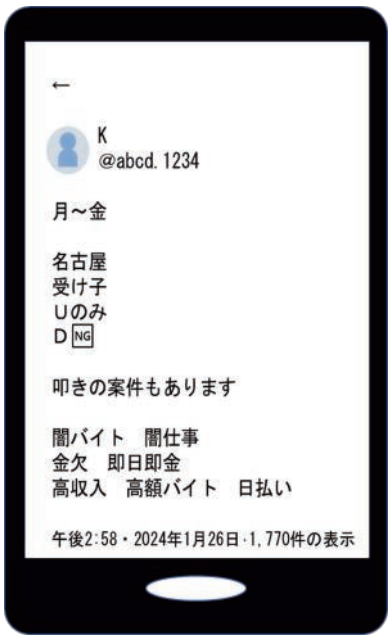

犯罪実行者募集情報の掲載イメージ

注：被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗を含む。）の総称

CASE

職業不詳の男（36）らは、令和５年７月から令和６年６月にかけて、悩みの相談に応じれば報酬が得られるなどとして、架空の相談者を紹介するウェブサイトに会員登録した利用者に対し、実際には、相談者は存在せず、同ウェブサイトを通じて行われた相談に回答しても報酬は支払われないにもかかわらず、同サイトが案内する正規会員になり各種手続費用を支払えば、報酬を受領できるなどと虚偽の内容を記載したメールを送信するなどして、同手続費用名目で約280万円をだまし取った。同年７月までに、同男ら45人を詐欺罪で逮捕した。実行役の中には、SNSや求人サイトを通じて、「平均月収48万円」などの文言により通常の求人情報を装った犯罪実行者募集情報に応募し、被害者に対して、架空の相談を持ち掛ける、いわゆる「サクラ」役として犯行に加担した者がいたことが明らかになった（警視庁、埼玉、千葉及び福岡）。

❷ 強盗・窃盗等(注)

強盗・窃盗等についても、SNSや求人サイト等で「高額」、「即日即金」、「ホワイト案件」等の文言を用いて犯罪実行者が募集された上で実行される実態がうかがわれる。このような匿名・流動型犯罪グループによるものとみられる手口により実行された強盗事件等の中には、被害者を拘束した上で暴行を加えるなど、その犯行態様が凶悪なものもみられ、特に、令和６年８月以降、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の１都３県において相次いで発生した強盗事件等によって、国民の体感治安が著しく悪化した。

警察では、一連の強盗事件等について、首謀者の検挙に向けて、同年10月、警視庁を中心とする関係都県警察による合同捜査本部を設置し、令和７年４月末までに被疑者48人を検挙するなど、捜査を強力に推進している。

CASE

建設作業員の男（29）らは、令和６年９月、質店に侵入し、同店店員の面前でショーケースをバールでたたき割るなどして同人を脅迫し、その反抗を抑圧して腕時計（販売価格合計約２万円）を強奪し、その際、取り押さえようとした同店店員に暴行を加え、傷害を負わせた。実行役のうち１人をその場で逮捕し捜査を進めたところ、同男らは、SNS上に掲載された犯罪実行者募集情報に応募し、匿名性の高い通信手段を用いるなどして指示役から指示を受けて犯行に及んだことが判明した。同年11月までに、同男ら４人を強盗致傷罪等で逮捕した（神奈川）。

（２）犯罪実行者募集に対する警察の対策

❶ インターネット・ホットラインセンターの運用

警察庁では、一般のインターネット利用者等から、違法情報等に関する通報を受理し、警察への通報、サイト管理者等への削除依頼等を行うインターネット・ホットラインセンター（IHC）を運用している。近年、インターネット上に犯罪実行者募集情報が氾濫していることを踏まえ、「いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策」を受けて、犯罪実行者募集情報の実効的な削除のため、令和７年２月、IHCにおいて犯罪実行者募集情報を違法情報と位置付けるとともに、同年３月、体制を増強した。

また、警察では、SNSにおける返信（リプライ）機能を活用し、犯罪実行者募集情報の投稿者等に対する個別警告等を推進している。

IHCの運用状況については、図表特－９から図表特－11までのとおりである。

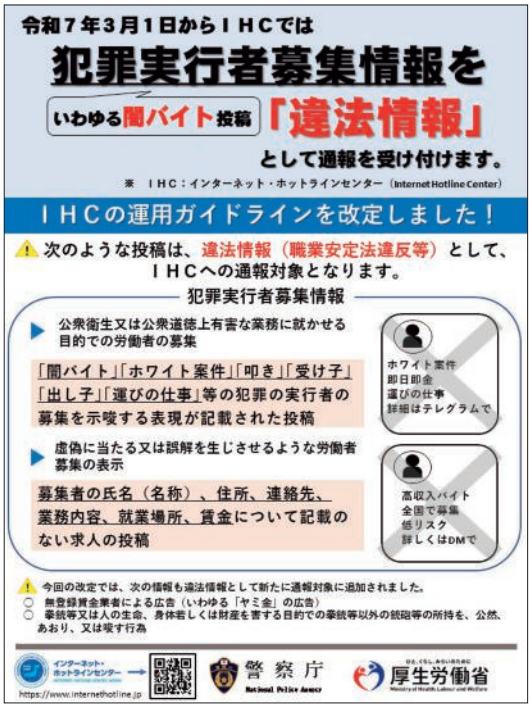

IHCに関する広報啓発資料

注：強盗、窃盗、住居侵入及び建造物侵入等

図表特－9 IHCにおける分析件数の推移(注)

区分＼年次	令和2	3	4	5	6
総数（件数）	67,518	44,555	28,585	44,685	87,565
違法情報	63,189	41,944	25,895	33,200	66,834
自殺等誘引情報	4,329	2,611	2,690	6,609	6,582
重要犯罪密接関連情報	－	－	－	4,876	14,149
犯罪実行者募集情報	－	－	－	4,411	13,852
その他	－	－	－	465	297

注：分析の対象外となった情報を除く。

図表特－10 犯罪実行者募集情報の処理状況(注)

区分＼年次	令和5	6
分析件数（件）	4,411	13,852
対応依頼（件）	2,979	9,234
削除完了（件）	2,136	7,860

注：削除件数は、いずれも翌年１月末に確認した件数
犯罪実行者募集情報は、令和５年９月からIHCの取扱い情報の範囲に追加

図表特－11 警察に通報された違法情報の件数及び削除に至った違法情報の件数の推移(注)

区分＼年次	令和2	3	4	5	6
警察への通報件数（件）	3,099	3,795	3,490	2,818	2,898
削除依頼件数（件）	2,161	2,206	2,433	1,913	2,186
削除件数（件）	1,787	1,846	2,026	1,645	1,991

注：プロバイダ等への情報の削除依頼から５営業日後に確認を行い、削除が確認できた件数

❷ 違法・有害な労働募集の排除

SNSや求人サイト等において、通常の求人情報を装った、「受け子」や「出し子」等の特殊詐欺等の犯罪の実行者を募集する違法・有害な求人情報に関し、都道府県警察及び都道府県労働局がそれぞれ把握した情報について、相互に情報共有を行っており、警察では、犯罪実行者募集情報等の発信が、職業安定法に規定する「公衆道徳上有害な業務に就かせる目的」での「労働者の募集」等として違法行為に該当することに鑑み、この種の犯罪の取締りを推進している。

CASE

道仁会傘下組織の幹部の男（28）らは、令和６年10月、SNSを利用して、「高収入の１週間バイトしたい人」などと記載した求人情報を投稿した上で、これに応募してきた者に対し、匿名性の高い通信手段を通じて、特殊詐欺の「受け子」等として稼働することを勧誘し、公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で職業紹介及び労働者の募集を行った。同年11月までに、同男ら４人を職業安定法違反（有害業務の労働者募集）で逮捕した（熊本）。

❸ 犯罪に加担させないための広報啓発活動等の推進

SNSで犯罪実行者を募集する手口による犯罪に対しては、首謀者や犯罪実行者等の検挙といった取締りの推進に加えて、犯罪に加担させないための広報啓発や募集に応じてしまった者に犯行を思いとどまらせるための広報啓発が重要である。

令和６年８月以降、関東地方を中心に相次いで発生した、SNSで犯罪実行者を募集する手口による強盗事件等を受け、警察では犯罪に加担しようとする者や求人情報に応募しようとする者に対し、様々な機会を通じた効果的な対策を講じている。

その一環として、犯罪実行者募集情報には、「高額」、「即日即金」、「ホワイト案件」等、「楽で、簡単、高収入」を強調する文言に加え、匿名性の高いアプリに誘導して個人情報を送信させる等の特徴があることから、それを周知するため、警察庁では一連の強盗事件等の犯罪実行者の募集に用いられた文言の特徴や、警察に寄せられた犯罪実行者募集に係る相談等の事例をまとめた広報資料を作成・公表した。

また、青少年が事の重大性を認識することなく、安易な考えから犯罪実行者募集に応じた結果、自身や家族に危害を加えるなどと脅迫され、凶悪な犯罪に加担してしまうことがないよう、関係機関と連携して、犯罪実行者募集情報の危険性や周囲の善良な大人や警察に相談することを呼び掛ける広報資料を作成・公表した。

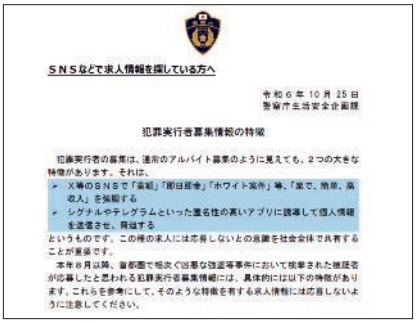

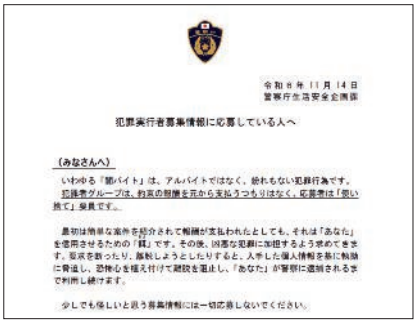

犯罪実行者募集情報の特徴や相談事例をまとめた広報啓発資料

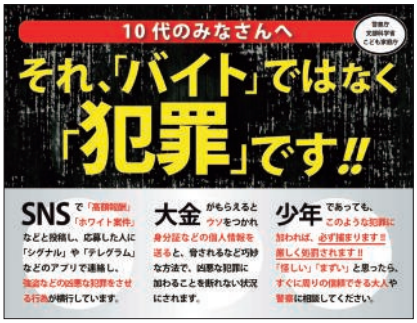

少年に対する広報啓発資料

さらに、インターネット上で高額な報酬のアルバイトへの高い関心を示す者に対して、インターネット上での行動に応じて犯罪実行者募集情報の危険性等を伝えるターゲティング広告を実施したほか、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県内の、若年層が多く集まる繁華街等において、犯罪実行者募集に応じないよう、アドトラックを活用した呼び掛けを実施するなど、若年層に対する注意喚起に取り組んでいる。

アドトラックを活用した呼び掛け

MEMO SNS等を利用した警察庁からの呼び掛け

犯罪実行者募集情報に応募して犯罪に加担しようとする者の中には、自身や家族に危害を加えるなどと脅迫されていることを理由に犯罪に加担しようとする者もいることから、そのような者から相談があった場合には、状況に応じて、保護措置等を講じること等により適切に対応する必要がある。

警察庁ではSNSや動画配信サイトを通じ、犯罪に加担する可能性がある者に対して、「警察に相談に来てくれれば必ず保護する」などの呼び掛けを２回にわたり実施した。

警察では、こうした呼び掛けを始めて以降、令和７年４月末までに345件の相談について、相談者やその家族等の関係者を保護した。

警察庁幹部からの呼び掛け

MEMO 政府全体としての広報（総理メッセージ等）

犯罪実行者募集情報に係る広報啓発には、警察のみならず政府全体で取り組んでいる。

令和６年10月には石破首相が、SNS等を通じて、いわゆる「闇バイト」が犯罪であり、警察は相談者の安全を必ず守ることなどを周知した。

さらに、いわゆる「闇バイト」の実態や危険性を紹介する動画の公開やSNS広告等を実施し、犯罪実行者募集情報に応募すれば、犯罪組織に「捨て駒」として都合よく利用され、凶悪な犯罪に加担した結果、検挙されることなどを広報啓発した。

石破首相からの呼び掛け

政府広報オンライン「『闇バイト』の真実
高額報酬をうたう犯罪実行役の募集」＃SNS ＃実行犯

政府広報オンライン「そんなバイト、ないから！
それ「バイト」ではなく犯罪です。」

第2節 SNSを取り巻く犯罪に対処するための技術的基盤

1 情報技術解析部門における取組

（1）情報技術解析の重要性

コンピュータやスマートフォン等の電子機器やSNS等のネットワークを利用したサービスが普及・多様化し、これらがあらゆる犯罪に悪用されている中、警察捜査を支えるため、電子機器等に保存された電磁的記録やネットワークの通信状況等の解析の重要性が一層高まっている。

❶ デジタル・フォレンジック(注1)の捜査への活用

犯罪に悪用された電子機器等に保存されている電磁的記録は、犯罪捜査において重要な客観証拠となる場合がある。電子機器等に保存されている情報を証拠化するためには、電子機器等から電磁的記録を抽出した上で、文字や画像等の人が認識できる形に変換するという電磁的記録の解析が必要である。しかし、電磁的記録は消去、改変等が容易であるため、これを犯罪捜査に活用するためには、適正な手続により解析・証拠化することが重要である。

このため、警察では、警察庁及び全国の情報通信部(注2)の情報技術解析課において、都道府県警察が行う犯罪捜査に対し、デジタル・フォレンジックを活用した技術支援を行っている。

図表特－12 デジタル・フォレンジックの概要

CASE

令和６年（2024年）８月から同年９月にかけて、近畿管区警察局大阪府情報通信部情報技術解析課は、大阪府警察によるSNS型投資詐欺グループの複数拠点への一斉捜索で押収された約2400台のスマートフォン及び約60台のパソコンのうち、より高度な解析を要する大量のスマートフォン等の解析を実施した。

近畿管区警察局情報通信部情報技術解析課のほか、警察庁、中部管区警察局、四国警察支局等から職員の派遣を受けるなどの連携により、大量の証拠品を解析するための体制を構築することで、より高度な技術を要する電磁的記録の解析を迅速に実施し、事件の全容解明に大きく貢献した。

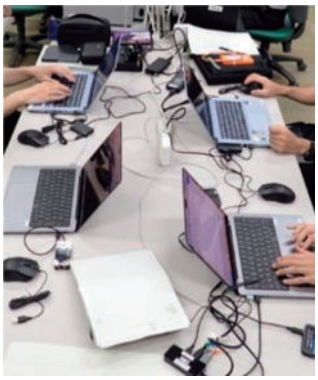
スマートフォン等の解析による技術支援

注１：犯罪の立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続
２：管区警察局情報通信部（四国警察支局情報通信部を含む。以下同じ。）、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部、府県情報通信部（四国警察支局の管轄区域内の県情報通信部を含む。以下同じ。）及び方面情報通信部

MEMO サイバー関連部門の一体的な運用に関する取組

サイバー部門では、警察における組織全体の対処能力を抜本的に強化するため、他部門の捜査力のみでは対処が困難な場合等における支援を推進しており、人的・物的リソースを効果的に活用する観点から、都道府県警察のサイバー部門と全国の情報通信部の同一フロアへの集約や高度で専門的な知識・技術を要する捜査を行う際の支援要請窓口の一本化等の捜査部門、支援部門及び情報技術解析部門の更なる一体的運用を図っている。

例えば、神奈川県警察では、令和6年11月から、サイバー関連部門（神奈川県警察本部サイバーセキュリティ対策本部、同サイバー犯罪捜査課及び同情報管理課並びに関東管区警察局神奈川県情報通信部情報技術解析課）を本部庁舎の同一フロアに集約するとともに、支援要請窓口をサイバーセキュリティ対策本部に一本化する新たな運用を開始した。

図表特－13 サイバー部門のフロアの一体化のイメージ

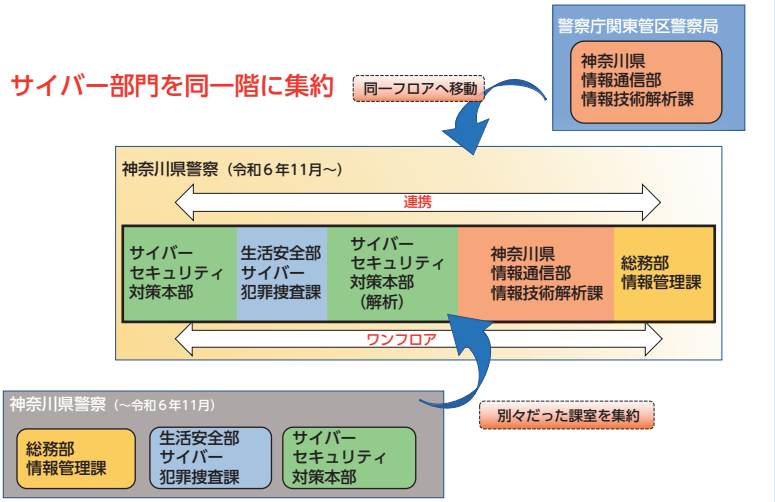

❷ 犯罪の取締りのための技術支援体制

情報化社会の進展は、匿名性が高く、追跡が困難なサイバー空間を利用した様々な犯罪の実行を容易にさせており、こうした犯罪の取締りにおいては、高度な技術的な知見が必要となっている。

このため、警察では、警察庁及び全国の情報通信部に情報技術解析課を設置し、都道府県警察等に対し、捜索・差押えの現場でコンピュータ等を適切に差し押さえるための技術的な指導や、押収したスマートフォン等から証拠となる情報を取り出すための解析の実施についての技術支援を行っている。

また、警察庁高度情報技術解析センターは、高度で専門的な知識及び技術を有する職員を配置するとともに、高性能な解析用資機材を整備し、破損した電磁的記録媒体からの情報の抽出・可視化、不正プログラムの解析等を行っている。

図表特－14 犯罪の取締りへの技術支援体制

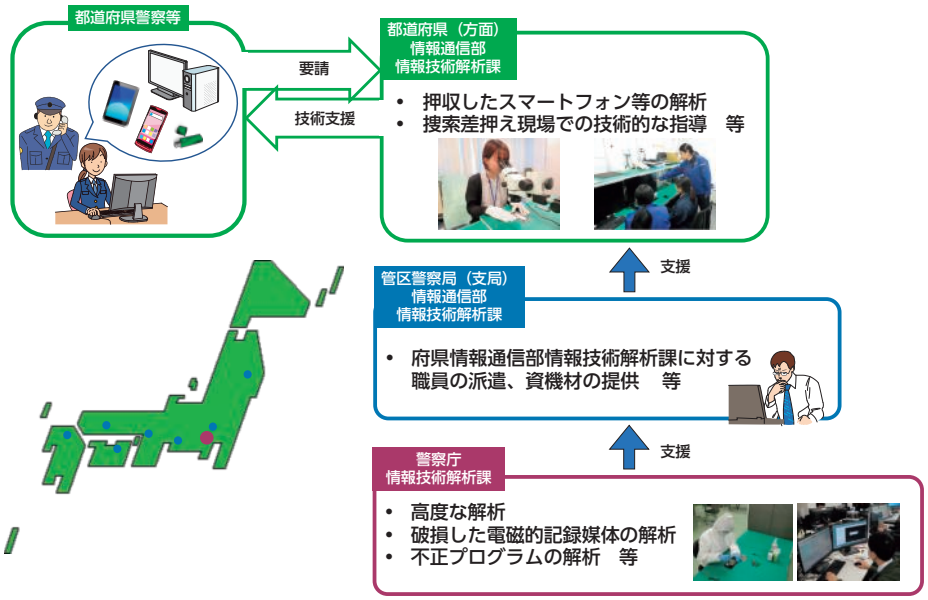

❸ 解析能力向上のための取組

近年、不正プログラムを悪用したサイバー事案が多発する中、その手口の巧妙化・多様化により、不正プログラム解析には極めて高い技術力が求められている。また、IoT機器をはじめとする新たな電子機器やそれに関連するサービスの社会への定着、スマートフォン等のアプリの多様化・複雑化、自動運転システムの実現に向けた技術開発等が進む中、警察捜査を支えるためには、最新の技術に対応した解析能力の向上を図っていく必要がある。

このため、警察では、解析手法の開発や資機材の整備、高度な解析技術を持つ職員の育成のほか、犯罪に悪用され得る最先端の情報通信技術の調査・研究を推進している。

MEMO

解析能力向上のための訓練の実施

警察では、巧妙化・多様化するサイバー事案の手口や最新の技術に対応した解析能力の向上を図っていくため、高度で専門的な知識及び技術を有する警察庁職員が、全国の情報通信部の職員に対し、最新の技術に対応した解析手法等に係る各種訓練を実施しているほか、最新の技術を有する民間企業に委託した訓練を実施し、警察庁及び全国の情報通信部における解析能力の向上に努めている。

（2）具体的な取組内容

❶ スマートフォンの解析

近年、スマートフォンが、様々なコンテンツやアプリケーションの利用が可能なモバイル端末として普及している中、犯罪に悪用されたスマートフォンに保存されている情報は、犯罪捜査において重要な客観証拠となり得る。このため、警察では、押収したスマートフォンから、通信履歴、位置情報、写真等の証拠となる情報を取り出すための解析を実施している。

図表特－15 スマートフォンの解析の概要

また、警察庁高度情報技術解析センターでは、スマートフォンメッセージアプリに記録された暗号化済みメッセージデータを可視化する手法を開発するなど、新たな解析手法の開発等にも取り組んでいる。これらの解析手法は、全国の情報通信部による解析等を通じて、都道府県警察の捜査に役立てられている。

❷ 破損した電子機器の解析

犯罪捜査の過程で押収したスマートフォン等の電子機器は、変形、燃焼、水没等により破損していることが少なくない。このような場合、警察では、破損した電子機器の機能回復及び情報の抽出・可視化を行い、解析を実施している。

図表特－16 破損した電子機器の解析の概要

CASE

令和６年４月から同年５月にかけて、警察庁高度情報技術解析センターは、無職の男（22）らによる、不正に入手した他人名義のキャッシュカードを用いてATMから現金を引き出した窃盗事件に関し、破損して起動しない状態で押収したスマートフォンを分解し、データを抽出できる状態にした。その結果、当該スマートフォンから被疑者の犯行を裏付ける電磁的記録を抽出することができ、同事件の全容解明に貢献した。

2 SNS上の違法・有害情報の探索・分析におけるAI技術の活用

（1）SNS上の違法・有害情報対策の重要性

SNSをはじめとするインターネット上には、児童ポルノ、規制薬物の広告に関する情報等の違法情報や、違法情報には該当しないが、犯罪や事件を誘発するなど公共の安全と秩序の維持の観点から放置することができない有害情報が多数存在している。

また、近年、匿名・流動型犯罪グループ等による犯罪の実行者を直接的かつ明示的に誘引等（募集）する情報（犯罪実行者募集情報）も氾濫しており、応募者らにより実際に強盗、特殊詐欺等の犯罪が実行されるなど、この種情報の氾濫がより深刻な治安上の脅威となっている。

このような情勢の中、サイバー空間の安全・安心を確保するためには、インターネット上に膨大な量の情報が流通していることを踏まえ、AIをはじめとする先端技術も活用しながら、違法・有害情報の流通・拡散防止を図っていく必要がある。

（2）AI技術の活用

警察では、サイバーパトロール等による違法・有害情報の把握に努め、これを端緒とした取締り及びサイト管理者等への削除依頼を実施している。警察庁では、インターネット利用者等から違法・有害情報に関する通報を受理し、警察への通報、サイト管理者等への削除依頼等を行うインターネット・ホットラインセンター（IHC）を運用するとともに、インターネット上の違法・有害情報等を収集し、IHCに通報するサイバーパトロールセンター（CPC）を運用している。

CPCでは、SNS上の情報の探索・分析を効率化するため、令和５年、重要犯罪密接関連情報(注1)を自動収集してその該当性を判定するAI検索システムを導入し、サイバーパトロールの高度化を図っている。

また、警察庁では、令和３年度にAIを活用してSNSにおける規制薬物に関する情報等の探索・分析を行う実証実験を実施した。具体的には、規制薬物の広告等に関するSNS上の投稿をAIに学習させることで、SNS上の投稿の中から、規制薬物の広告等に関するものをAIにより効率的に抽出する仕組みを構築した。

図表特－17　AIを活用した個別警告の実施

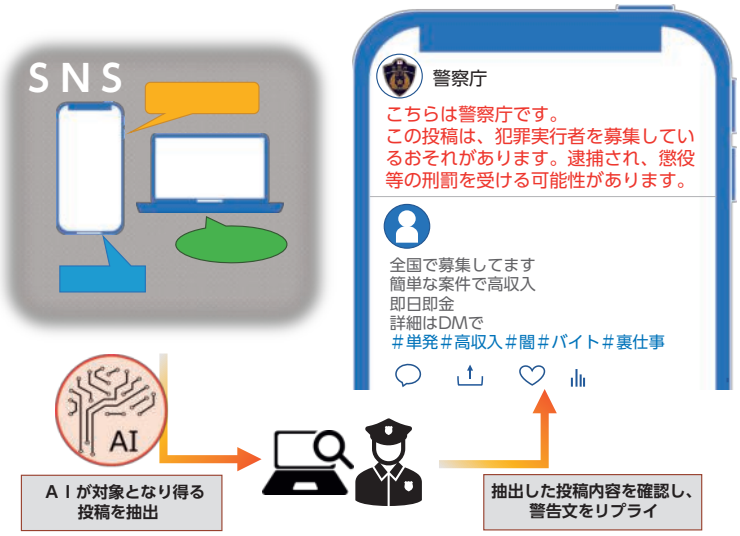

同実証実験の結果、規制薬物の広告等に関するSNS上の投稿を高い精度で抽出できることが確認できたことから、警察庁において、AIを活用してSNS上の犯罪実行者募集情報等を効率的に抽出する仕組みを構築し、デジタル庁によるAI活用の高度化に向けた助言や支援を得つつ、犯罪実行者募集情報の投稿者等に対する返信（リプライ）機能を活用した迅速な個別警告等の効率化を図っている。

3　サイバー特別捜査部による暗号資産の追跡

SNSを悪用した犯罪等においては、犯罪収益が暗号資産の形で隠匿されるなどの実態がみられる。関東管区警察局サイバー特別捜査部では、こうした犯罪に悪用される暗号資産の移転状況を追跡するとともに、追跡結果の横断的・俯瞰（ふかん）的な分析を行い、その結果を都道府県警察と共有している。こうした分析により、従来の捜査では必ずしも明らかにならなかった複数事案同士の関連性や背景にある組織性及び上位被疑者が浮き彫りになっており、今後もこうした犯罪の更なる匿名性の打破が期待される。

また、警察庁サイバー警察局では、暗号資産の移転状況の追跡を困難にし得る技術や手法に対抗するため、外国捜査機関から職員を招へいするなど、追跡技術の研究を推進するとともに、国際連携を通じた追跡能力の強化に取り組んでいる。

CASE

西アフリカの組織犯罪グループによる金融犯罪に対し、ICPO(注2)が主導する国際共同捜査であるオペレーション「ジャッカル」が進められており、日本警察も令和６年４月から同オペレーションに参画している。関東管区警察局サイバー特別捜査部は、我が国で発生したSNS型投資・ロマンス詐欺事案について、関係都道府県警察の捜査によって得られた情報を横断的に分析するとともに、暗号資産追跡を実施した結果、複数の事案の被害金がナイジェリア人名義の暗号資産アカウントに送金されている事実を突き止めた。同情報をナイジェリア警察に提供したところ、同警察において同国内の被疑者の検挙が行われるとともに、関係都道府県警察において、日本国内の仲介者も検挙した。

注１：個人の生命・身体等に危害を加えるおそれが高い重要犯罪等と密接に関連する情報。具体的には、例えば、爆発物の製造を直接的かつ明示的に助長等していると認められる情報、殺人等を直接的かつ明示的に請負等する情報等をいう。
２：International Criminal Police Organization（国際刑事警察機構）の略

第3節 今後の展望

SNS等の新たな技術やサービスの普及が国民生活や社会経済活動の利便性を向上させる一方で、これらの技術やサービスが犯罪インフラとして悪用されている実態がみられ、また、犯人側が手口を巧妙化させていることは、これまで述べたとおりである。SNSを取り巻く犯罪に対処するため、警察においては、新たな捜査手法に関する取組や、サイバー人材の育成を進めていく必要があるところ、今後一層取り組むべき主な課題を紹介する。

1 新たな捜査手法の確立

① 仮装身分捜査の導入

SNS等のインターネット上において犯罪実行者が募集された上で実行される犯罪に的確に対処するため、捜査員がその身分を秘して募集に応じ、検挙等につなげる「雇われたふり作戦」を行う場合において、架空の本人確認書類等を使用する「仮装身分捜査」を適正かつ実効的に実施するに当たっての手続その他の遵守事項を令和７年（2025年）１月に定めており、一部の都道府県警察において「仮装身分捜査」が開始されている。これにより、実行犯の身柄の早期確保、首謀者や指示役の検挙を進めていく。

図表特－18 仮装身分捜査のイメージ

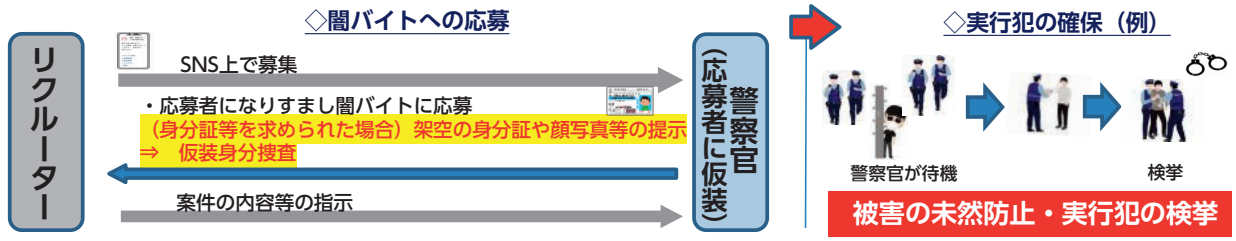

② 架空名義口座捜査等の導入に向けた検討

犯罪者グループは、他人名義の預貯金口座等を違法に取得するなどして、犯行に利用していることから、犯罪者グループの上位被疑者の検挙、犯罪収益の剝奪等を図るとともに、口座の悪用をけん制するため、捜査機関等が管理する架空名義口座を利用した新たな捜査手法等を検討することとしている。

③ 暗号化技術等に係る調査・研究、新たな法制度導入に向けた検討

犯罪者グループの壊滅のためには、匿名性の高い通信アプリをはじめとする犯罪に悪用される通信アプリ等について、被疑者間の通信内容や登録者情報等を迅速に把握することが重要である。

こうした被疑者間の通信内容等を迅速に把握するために効果的と考えられる手法について、諸外国における取組を参考にしつつ、技術的アプローチや新たな法制度導入の可能性も含めて検討することとしている。

2 サイバー人材の体系的な育成の推進のための態勢の充実強化

犯罪収益の暗号資産への交換や匿名性の高い通信手段の利用、SNS上での犯罪実行者の募集等サイバー空間の脅威の情勢が極めて深刻であるため、全ての警察職員のサイバー事案対処能力の底上げが必要不可欠であることから、警察大学校及び警察学校におけるサイバー教育の拡充並びに警察庁及び都道府県警察のサイバー人材の育成の更なる推進のための態勢の充実強化を図ることとしている。

3 捜査活動を踏まえた対策の不断の見直し

匿名・流動型犯罪グループは、SNSや匿名性の高い通信アプリ、インターネットバンキング、暗号資産といった新たな技術やサービスを悪用しながら、その手口を刻々と複雑化・巧妙化させている。警察では、取締り等を通じて犯罪の手口の変化を迅速に把握するとともに、幅広く関係機関・団体等と連携し、対策の強化を図ることとしている。

4 国際捜査の徹底・外国当局等との更なる連携

匿名・流動型犯罪グループは、SNS等で犯罪実行者を募集し、犯行に加担させるなどの手口で特殊詐欺等の犯罪を実行しており、その中には、海外に所在する首謀者や指示役がSNSを用いて犯罪実行者を募集しているケースや応募者を海外に渡航させて犯行に加担させているケースもみられる。こうした観点から、国境を越える組織的詐欺等の犯罪への対処が喫緊の課題となっている。

警察庁では、外国で活動する犯罪グループの情報を入手した場合、その摘発に向けて、関係国の捜査機関と積極的に情報交換を行っているほか、被疑者や証拠品の引渡しに向けて、ICPO等を通じた捜査協力、外交ルートや条約・協定を活用した国際捜査共助等を推進しており、引き続き外国当局等との更なる連携強化を図ることとしている。

MEMO タイ国家警察幹部との協議

令和7年4月9日、タイ・ミャンマー国境地域の詐欺拠点への対応等に対する協力関係を更に強化するため、タイ国家警察幹部が来日し、警察庁長官を表敬訪問するとともに、警察庁幹部との間で協議を行った。協議では、両国での組織的詐欺の情勢や取締り状況等について情報交換を行い、国境を越える組織的詐欺の取締りの重要性について認識を共有したほか、今後の両国間の更なる連携と情報共有の強化について確認した。

タイ国家警察幹部の表敬訪問の様子

5 情勢に応じた効果的な広報・啓発の実施

警察では、常に変化する犯罪の手口を把握し、迅速かつ的確に、詐欺等の被害に遭いやすい人に訴求する広報・啓発の手段を選定し、真に犯罪抑止に効果を発揮する広報・啓発を適時に行うこととしている。

また、SNS上等における犯罪実行者募集情報に応募して犯罪に加担してしまうことがないよう、広報・啓発の対象となる者の年齢層や地域等を考慮し、訴求力の高い著名人の協力を得るなど効果的な広報・啓発の内容、媒体、方法等について検討の上、幅広く関係機関・団体等と連携して取り組むこととしている。

警察では、SNSを取り巻く犯罪を含め、社会情勢等に応じて大きく変化する犯罪情勢を的確に捉えた上で、犯罪対策を強力に推進し、「世界一安全な日本」を実現することで、国民の期待と信頼に応えていく。

TOPICS トピックス

TOPICS I
令和6年能登半島地震への対応を踏まえた警察活動の高度化

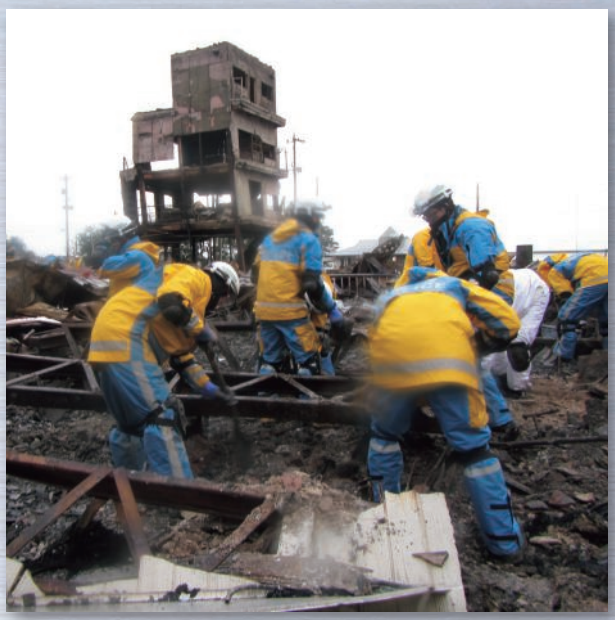

TOPICS II
警察活動における先端技術等の導入・活用

TOPICS III
構造的な風俗関係事犯に対する警察の戦略的取組

TOPICS IV
組織的窃盗・盗品流通事犯に対する取組

TOPICS

令和6年能登半島地震への対応を踏まえた警察活動の高度化

1　はじめに

令和６年（2024年）１月に発生した令和６年能登半島地震では、数多くの建物の倒壊、大規模な土砂崩れや火災等の発生により、多くの人命が失われるなど、能登地方を中心に甚大な被害が生じた。警察では、石川県警察において、警察本部長を長とする災害警備本部を設置するとともに、全国から警察災害派遣隊等の警察官等延べ約13万5,000人を石川県警察に派遣し、全国警察が一丸となり、その総合力を生かしながら、各種災害警備活動に当たった。

同年４月、警察庁では、「大規模災害における警察活動の高度化推進ワーキンググループ」を設置し、今回の災害対応において警察が実施した初動対応における情報収集・部隊展開、救出救助・捜索活動、交通対策、捜査活動、防犯対策、警察活動に係る情報発信、対応が長期化する中での警察活動の維持等の災害警備活動について振り返り、その教訓事項を取りまとめた。

警察では、今後の大規模災害において、迅速・的確な警察活動を展開することができるよう、同ワーキンググループにおいて取りまとめられた大規模災害における警察活動の高度化に向けた取組を部門横断的に推進するとともに、各種取組を不断に見直し、災害対処能力の向上を図ることとしている。このトピックスでは、こうした高度化に向けた取組を紹介する。

被災地の状況

広域緊急援助隊の活動状況

積雪寒冷下での活動状況

MEMO　現場警察官のインタビュー

神奈川県警察広域緊急援助隊特別救助班　班長

神奈川県警察広域緊急援助隊では、1分1秒でも早く、要救助者を救助し医療機関に引き継ぐべく、小隊長以下各隊員が共に厳しい訓練を実施している。令和６年能登半島地震における石川県への派遣は、正にこうした日頃の訓練成果が試された現場であった。私と部隊員は阿吽の呼吸で捜索活動を懸命に行い、要救助者を救助した。

救助後、要救助者とそのご家族が対面した姿を見たときには、自身及び隊員が昼夜を問わず被災地での救助活動をしてきたことが実を結んだと思わず感極まった。

今後も広域緊急援助隊の災害対処能力を向上すべく各種訓練に取り組み、災害の際に、一人でも多くの要救助者を救助していく。

石川県警察警備課課長補佐（現　石川県警察警備課次席）　竹原和宏

地震発生直後、警備課で災害担当だった私は急いで警察本部に設置された災害警備本部に参集した。元日の発災ということもあり、災害警備本部の要員がそろっていないという状況であったため、参集した職員から順次被害情報の収集等、本来の任務とは異なる任務を付与し、臨機応変に指示を行った。発災直後は、被災地に至るアクセスルートの解明に時間を要したり、被災地警察署で停電や断水が発生したりするなど、想定外の出来事の連続だったが、全国から警察部隊が空路等で応援に駆けつけ、倒壊家屋等の危険な現場で懸命に救出救助活動を実施する姿を見て、警察の組織力の強さを感じた。

2　大規模災害における警察活動の高度化

（1）初動対応における情報収集・部隊展開

今回の災害対応においては、警察用航空機により被害情報の収集を行ったが、早期に被害の全容を把握することが困難であった。また、能登半島が海に囲まれた山が多く平地が少ない地形であったことから、土砂崩れ等のために警察部隊が通行可能な道路のほとんどが損壊し、特に被害の大きかった珠洲（すず）市や輪島市への陸路での移動が困難であった。そうした中、警察では、自衛隊の協力を得て、自衛隊の大型輸送ヘリコプターで広域緊急援助隊（警備部隊）の輸送を行ったほか、四輪駆動車等を活用し、通行可能な道路に関する情報収集を行うことにより、被災地への部隊展開を迅速に行った。

こうした経験を踏まえ、警察では、被災地警察及び警察災害派遣隊が救出救助、捜索、交通情報収集等の初動対応を迅速・的確に行うことができるよう、災害警備本部の早期構築のほか、高度警察情報通信基盤システム（ＰⅢ）(注1)、無人航空機、ヘリコプターテレビシステム(注2)等による迅速な映像伝送の更なる活用等により、大規模災害の最初期における情報収集・集約能力の強化を図っている。

また、部隊が必要な資機材を確実に輸送することができるよう、空路での輸送を想定した小型・軽量の救助用資機材や、悪路での大型資機材の輸送が可能な四輪駆動車等を整備するとともに、速やかな部隊派遣に資するよう、平素から、部隊の参集・出動に係る訓練や、資機材の点検・整備を徹底している。

自衛隊の大型輸送ヘリコプターによる部隊の輸送状況

PIIIを活用した映像伝送

小型・軽量の救助用資機材を使用した訓練状況

（2）救出救助・捜索活動

❶ 地域の共助意識の醸成等

今回の災害対応においては、全国から派遣された広域緊急援助隊（警備部隊）及び緊急災害警備隊が、石川県警察と一体となって、自衛隊、地方自治体、消防及びDMAT(注3)と連携しながら、倒壊家屋等からの救出救助活動のほか、土砂崩れ現場や広範囲で建物が焼失した地域における安否不明者の捜索活動を実施した。一方で、これらの部隊が被災現場に到着し活動を開始するまでには、発災から一定程度の時間を要した。

緊急災害警備隊による捜索活動

こうした経験を踏まえ、警察では、広域緊急援助隊（警備部隊）等が被災現場に到着するまでに、被災地警察署の交番・駐在所の地域警察官等が、自主防災組織、消防団等と連携して的確な救助活動を行うことができるよう、平素から、警察署が中心となり地域住民も参画する災害対処訓練等を実施するとともに、自主防災組織、消防団等が主催する訓練に交番・駐在所の地域警察官等が積極的に参加し、警察の災害対処能力の底上げ及び地域の共助意識の醸成を図っている。

注１：226頁参照（第７章）
　２：警察用航空機から撮影された上空からの現場映像を地上の受信設備に伝送するシステム
　３：Disaster Medical Assistance Teamの略。医師、看護師等で構成され、大規模災害等の現場において活動するための専門的な訓練を受けた医療チーム

❷ 通信手段の冗長性(注1)の確保

今回の災害対応においては、警察が独自に整備・維持管理しているIPR形警察移動無線システム(注2)により、警察活動に必要な情報通信が確保された一方、電気通信事業者の回線を活用しているＰⅢは、一部地域で使用困難になった。

こうした経験を踏まえ、警察では、電気通信事業者の回線が途絶した際にも、ＰⅢの機能を維持し、初動対応における迅速な情報収集に資するよう、衛星通信を利用した新たな資機材等の活用可能性について検討を進めている。

機動警察通信隊の活動状況

ヘリコプターテレビシステムの受信設備の臨時設置状況

❸ 偽・誤情報対策

今回の災害対応においては、救助要請に係る偽・誤情報が、SNS上で拡散されることにより、救出救助活動の支障となるおそれがあることが改めて認識された。

こうした経験を踏まえ、警察では、災害警備活動を迅速・的確に行うことができるよう、違法情報に該当する偽・誤情報について、SNS事業者に対し、迅速な削除依頼を行うことができる枠組みを構築するなど、大規模災害発生時における偽・誤情報対策を推進しているほか、違法行為に対しては厳正な取締りを行うこととしている(注3)。

（3）交通対策

今回の災害対応においては、交通監視カメラ、光ビーコン(注4)等の交通情報収集装置が未設置であった地域において交通情報の収集に困難が生じた。

こうした経験を踏まえ、警察では、大規模災害発生時に交通実態の把握が必要になると見込まれる箇所のうち、警察では直ちに実態を把握することができない箇所をあらかじめ選定した上で、これらの箇所における情報収集に関する道路管理者との協力関係の強化に取り組むとともに、簡易に設置・管理が可能なカメラ等の情報収集のための資機材の整備等について検討を進めている。

街頭における交通流・交通量の確認状況

交通実態の把握状況

注1：設備を最低限必要な量より過剰に用意しておくことで、一部の設備が故障してもサービスを継続して提供出来るようにシステムを構築すること

2：Integrated Police Radioの略。警察が独自に整備・維持管理をしている耐災害性に優れた移動通信システムであり、通常では警察無線が届かない地域や災害現場においても、パトカー等に搭載された無線機が、その周囲の無線機の通信を臨時に中継することで、現場警察官相互の無線通話を可能にする機能等を有している。

3：今回の災害に際し、被災者を装って、救助が必要である旨の虚偽の情報を「X（旧Twitter）」アカウントに投稿した会社員の男を偽計業務妨害罪で逮捕した（6頁参照（特集））。

4：通過車両を感知して交通量等を測定するとともに、車載装置と交通管制センターの間のやり取りを媒介する路上設置型の赤外線通信装置

（４）捜査活動

❶ 災害に便乗した悪質事犯への対策

今回の災害対応においては、地震の発生に便乗した義援金名目の詐欺等の悪質事犯の発生が懸念されたことから、警察では、関係行政機関等と連携の上、被害情報の収集に努めるとともに、収集した情報を集約・分析し、取締りの徹底を図った。警察では、引き続き、災害に便乗した悪質事犯に係る情報収集を推進することとしている。

❷ 捜査体制の構築

今回の災害対応においては、石川県警察のみでは十分な捜査体制を構築することが困難であったため、警察では、特別機動捜査部隊(注１)を石川県警察へ派遣して必要な体制を構築した。

こうした経験を踏まえ、警察では、窃盗事件をはじめとする災害に便乗した犯罪に対する捜査体制を適切に構築するため、同部隊の派遣を迅速かつ円滑に行うための手続を整理・周知するとともに、被災地警察署の捜査体制を強化するため、被災地警察署長の指揮の下、同部隊を運用することを可能とした。

CASE

会社役員の男（45）らは、令和６年能登半島地震で屋根が破損した家屋を訪問し、屋根のブルーシート取付工事に関する高額な役務提供契約を締結した際、契約解除に関する事項が記載されていない書面を交付し、顧客３人との間で約30万円の役務提供契約を締結した。

令和６年２月、同男ら４人を特定商取引法違反（不備書面の交付等）で逮捕するとともに、同種事案の発生を防止するため、同男が経営する法人の所在地を管轄する自治体に対して、同法の規定に基づく申出を行い、適当な措置をとるべきことを求めた（石川）。

（５）防犯対策

❶ 特別犯罪抑止部隊の新設

今回の災害対応においては、被災地における防犯対策の一環として、犯罪の発生状況、防犯カメラの設置に関する被災者のニーズ及び設置による防犯上の効果を考慮した上で、避難所のほか、避難により住民の多くが不在となっている地域の街頭等に防犯カメラ1,006台を設置した。こうした取組に対し、被災者からは、「防犯カメラが付いて安心している」などの声が寄せられた。

被災地に設置された防犯カメラ

こうした経験を踏まえ、警察では、被災地における犯罪の発生を抑止するため、警察災害派遣隊に特別犯罪抑止部隊(注２)を新設した。同部隊は、被災地警察と連携して、避難所のほか、避難により住民の多くが不在となる地域の街頭、被災地域の目抜き通り、商店街等を中心に現地調査を実施した上で、必要な防犯カメラを設置することとしている。

注１：各都道府県警察の刑事部門に勤務する警察官により構成される部隊
　２：各都道府県警察の警察官のうち、防犯カメラの設置等に必要な知識及び技能を有する者により構成される部隊

❷ 警戒・警らの強化

今回の災害対応においては、被災地の安全・安心を確保するため、延べ１万2,035台のパトカーが石川県警察に順次派遣され、石川県警察は、特別自動車警ら部隊(注１)等と一体となって、被災地域や避難所周辺の警戒・警らを行ったところ、同部隊の体制や石川県警察と同部隊との間の連絡・調整に課題もみられた。

こうした経験を踏まえ、警察庁では、同部隊の派遣を迅速かつ円滑に行うための手続を整理するとともに、同部隊の都道府県警察別の派遣人数や派遣する指揮官の基準を明確化し、都道府県警察へ周知した。

パトカーによる被災地の警戒・警ら活動

❸ 小型無人機の活用

今回の災害対応においては、被災状況についての情報収集や安否不明者の捜索のために小型無人機を活用した。

警察では、有線・無線切替型小型無人機(注２)の整備を進めており、例えば、発災直後は、無線での運用により、被災状況についての情報収集を実施することとし、発災から一定期間経過した後は、給電しながら長時間飛行することができる有線での運用に切り替え、被災地の安全・安心を確保するための警戒活動においても、小型無人機を活用することとしている。

有線・無線切替型小型無人機のイメージ

（６）警察活動に係る情報発信

今回の災害対応においては、被災者等の気持ちに寄り添い、また、避難に伴う不安を解消するため、SNS等を活用し、警察による被災者の救出救助活動、被災地における警戒・警ら活動等に関する情報や防犯に資する情報を積極的に発信した。さらに、警察庁では、これらの情報を被災者等に届きやすくするため、様々なメディアに対し、被災地での警察活動を撮影した映像を提供するとともに、警察庁ウェブサイトやSNS上の災害情報専用アカウントにおいて、これらの情報の発信を行った。

警察では、引き続き、大規模災害の発生に際し、警察活動に関する情報等を被災者等に迅速・的確に届けるための取組を積極的に講じていくこととしている。

X（旧Twitter）を活用した広報活動

Youtubeを活用した広報活動

注１：各都道府県警察の地域部門を中心とした警察官により構成される部隊
　２：有線での運用と無線での運用の切替えが可能な小型無人機

（7）対応が長期化する中での警察活動の維持

❶ 警察活動の維持に資する資機材の整備

今回の災害対応においては、石川県内において、長期的な断水が発生し、資機材の洗浄等の警察活動に必要な水が不足したほか、トイレ、手洗い、シャワー等の生活用水が不足した。

可搬型水再生処理プラント

こうした経験を踏まえ、警察では、使用済みの水を再生して循環させ、シャワー等の生活用水として再利用することができる可搬型水再生処理プラントや、断水時に活用する簡易トイレを都道府県警察等に整備している。

また、厳寒、積雪等の厳しい環境下で災害警備活動に従事する警察職員の健康を確保するため、内側に起毛を施した防寒手袋や、耐浸水性等がある長靴を広域緊急援助隊等に整備している。

❷ 被災地警察における派遣部隊の受入れ体制の整備

今回の災害対応においては、石川県警察では、警察災害派遣隊の受入れに当たり、宿泊場所の手配や寝具等の調達等を実施した。

こうした経験を踏まえ、被災地警察における警察災害派遣隊受入れ時の膨大な事務等を支援することで、同部隊が円滑に活動することができるよう、警察では、警察庁災害警備本部や他の都道府県警察における被災地警察に対する支援体制を拡充した。

また、大規模災害に備え、平素から旅館・ホテル等の宿泊事業者やリネン供給事業者等の実態把握を行うとともに、大規模災害発生時における警察への補給等の協力を要請するなど、関係事業者との協力体制の構築を推進している。

❸ 警察職員の心身の健康管理対策

今回の災害対応においては、警察職員は、停電、断水、厳しい寒さといった過酷な環境の下、徒歩による長時間移動や長期にわたる災害警備活動を余儀なくされた。特に石川県警察の職員は、本人や家族が被災した中で活動に従事し、心身に相当な負荷を受けることとなった。

徒歩による長時間移動

こうした中、警察では、持続可能な災害対処のための体制を確保する観点から、警察署の体制増強による活動基盤の確保や交替制勤務等の一時的な採用により職員の負担軽減等を講じたほか、被災地に派遣される他の都道府県警察の職員に対し、被災地における健康管理上の留意点を周知するなどし、警察職員の心身の健康管理対策を行った。

こうした経験を踏まえ、警察庁では、大規模災害発生時における警察職員の健康管理対策上必要な基礎知識や具体的な取組を都道府県警察に示し、災害警備活動に従事する警察職員の心身の健康管理対策の更なる推進を図っている。

TOPICS

警察活動における先端技術等の導入・活用

警察では、日々刻々と進歩する科学技術を効果的に取り入れることにより、警察活動の高度化に取り組んでいる。ここでは、AIや小型無人機（ドローン）といった先端技術等の導入・活用による警察活動の合理化・高度化を実現するための取組について紹介する。

（1）警察におけるAIの利活用に向けた取組

❶ クローズド環境下での生成AI利用環境の構築・検証

警察庁では、生成AIの活用による業務の合理化・高度化を実現するため、令和６年度（2024年度）にBRIDGE(注1)の対象施策としてクローズドな警察内部ネットワーク上に生成AIを利用できる環境を構築し、資料草案の作成やプログラムコードの生成等の機能を検証した。検証の結果、その有効性が確認されたことから、令和７年６月から警察庁において暫定的な運用を開始している。

図表Ⅱ－１　クローズド環境下での生成AI利用環境の概要

注１：利用者がAIに対して指示を与え、望ましい出力を促すための命令文
２：大量のデータと深層学習（ディープラーニング）技術によって構築された言語モデル
LLMは、Large Language Modelの略

❷ 子どもからの聴取に関するAI訓練ツールの開発

児童からの事情聴取については、児童の負担軽減及び供述の信用性確保の観点から、警察、検察及び児童相談所の関係機関が協議し、代表者が児童から聴取する代表者聴取の取組を推進している。警察では、児童の心情や特性に配意した聴取技法を習得させるため、ロールプレイング方式による教育訓練を行っているところであるが、より実務に近い訓練が求められている。

AI訓練ツールのアバターの例

そこで、警察庁では、令和５年度から令和６年度にかけて、BRIDGEの対象施策としてAIを活用した訓練ツールを開発した。同訓練ツールは、児童のアバターとの対話により実際の児童との受け答えを模した訓練を可能にするものであり、令和７年度から全国警察での運用を開始することとしている。

❸ 指掌紋識別業務の高度化・効率化に係る実証実験

警察では、被疑者から採取した指掌紋と犯人が犯罪現場等に遺留したと認められる指掌紋をデータベースに登録して照合する業務において、指掌紋自動識別システム(注2)を運用し、効率化を図っているところであるが、人手によって処理されている作業も存在しており、更なる高度化・効率化を図る余地がある。

注１：programs for Bridging the gap between R&d and the IDeal society（society 5.0）and Generating Economic and social value（研究開発とSoceity5.0との橋渡しプログラム）の略。内閣総理大臣を長とする総合科学技術・イノベーション会議がイニシアティブをとり、官民の研究開発投資の拡大が見込まれる領域における研究開発等を推進するため、各省庁の対象となる施策に対して推進費を配分するなどしている。
２：88頁参照（第２章）

そこで、警察庁では、令和６年度にAIを活用して指掌紋の特徴点(注)の抽出及び照合を行う実証実験を実施した。実証実験の結果、照合に十分な数の特徴点が抽出可能であり、また、押なつにより採取した指掌紋の照合については、同一人物の指掌紋を正しく抽出可能であることが確認できたことから、今後の運用に向けて検討を進めている。

図表Ⅱ－２　指掌紋識別業務の高度化・効率化に係る実証実験の概要

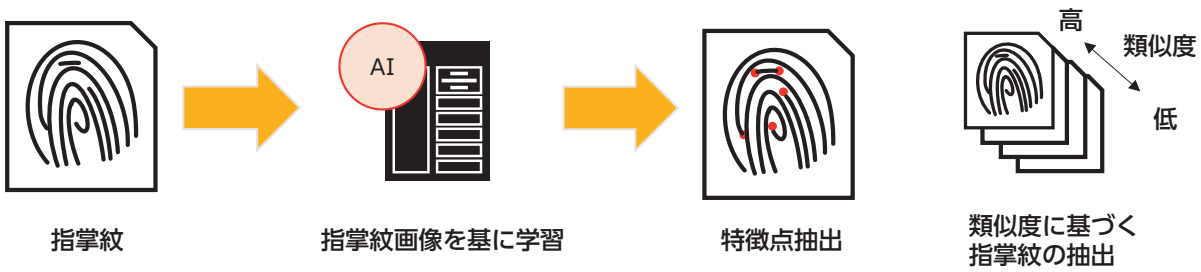

（２）小型無人機等の各種警察活動への活用の推進

❶ 小型無人機

警察では、小型無人機を効果的に活用して各種警察活動の合理化・高度化に取り組んでいる。具体的には、人が立ち入ることが困難な場所における行方不明者の捜索、交通事故事件捜査における現場見取図の作成及び警護における高所からの現場状況の確認に活用しているほか、災害発生時には、小型無人機によって撮影した映像をリアルタイムで警察本部、警察庁及び首相官邸に伝送するなど、迅速な被災状況の把握や被災者の救出救助活動にも活用している。

CASE

富山県警察では、令和６年４月、県内において事件、事故等の初動警察活動に当たる機動警ら隊に「ドローンパトロール隊」を新設した。同隊は、パトカーに小型無人機を積載してパトロールを行い、出動要請を受けた場合は、部門を問わず様々な事案に小型無人機を活用している。

ドローンパトロール隊

❷ ウェアラブルカメラ

職務執行中の警察官がウェアラブルカメラを装着し、その執行状況を記録することは、職務執行の適正性の客観的な検証や警察官が現認した犯罪の証拠保全等に資するものであると考えられる。

そこで、警察庁では、地域警察活動、交通取締活動及び雑踏警備活動におけるウェアラブルカメラの活用について、その効果や課題を把握するため、令和７年度に一部の都道府県警察においてモデル事業を実施することとしている。

注：指掌紋の紋様を形成する隆線（表皮が隆起して形づくる線）が流れを開始又は終止する点（端点）及び隆線が分岐又は接合する点（分岐点）

TOPICS

構造的な風俗関係事犯に対する警察の戦略的取組

社会構造の変化による人と人との「つながり」の希薄化が指摘されるとともに、情報通信社会の急速な進展等による国民の生活環境やライフスタイルの急速な変化が生じている中、違法・悪質な営業手法を採るホストクラブを含む風俗営業等やオンライン上で行われる賭博事犯が社会的な問題となっている。これら事案等の背後には、暴力団や匿名・流動型犯罪グループが関与し、不正な収益を得ている実態も認められるところであり、警察では、こうした新たな治安課題に的確に対応するため、戦略的な実態解明・取締り等を推進している。

（1）悪質ホストクラブに関連した収益構造の実態解明・取締り等の推進

悪質ホストクラブにおいては、女性客の好意に乗じて、およそ返済ができないことを分かっていながら大きな債務を負わせ、売春や性風俗店での稼働を余儀なくさせる悪質な営業行為が認められるほか、性風俗店やそれとの結節点となるスカウトグループ等と結託して女性を徹底的に搾取することで、不正な収益を得ている実態が認められる。こうした中、警察では、悪質ホストクラブに関連する事案(注1)について、令和６年（2024年）中は、81事件（前年比39事件（92.9%）増加）、207人（前年比121人（140.7%）増加）(注2)を検挙した。

CASE

ホストクラブ従業員の男（28）、性風俗店等への女性のあっせんを業とするスカウトの男（33）らは、令和５年２月、売掛金の支払をさせるため、同ホストクラブの女性客（19）を大分県内のソープランドに紹介した。その後、同男らは、当該紹介の対価を、同ソープランドにおいて同女性客が売春をすることにより得た収益の一部であることを知りながら、同ソープランドの経営者の女（59）らから受け取った（いわゆるスカウトバック）。令和６年８月までに同男らを職業安定法違反（有害業務の紹介）及び組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等収受）で、同女らを売春防止法違反（場所提供業）等で逮捕した。さらに、同ソープランドが匿名・流動型犯罪グループとみられるスカウトグループからも女性の紹介を受けており、同グループが全国で同様の紹介行為を大規模に行っていたことから、令和７年４月までに同グループの首魁（かい）の男（33）ら12人を職業安定法違反（有害業務の紹介）等で逮捕した（警視庁、栃木、石川、岐阜及び大分）。

図表Ⅲ－１　悪質ホストクラブに関連する収益構造の例

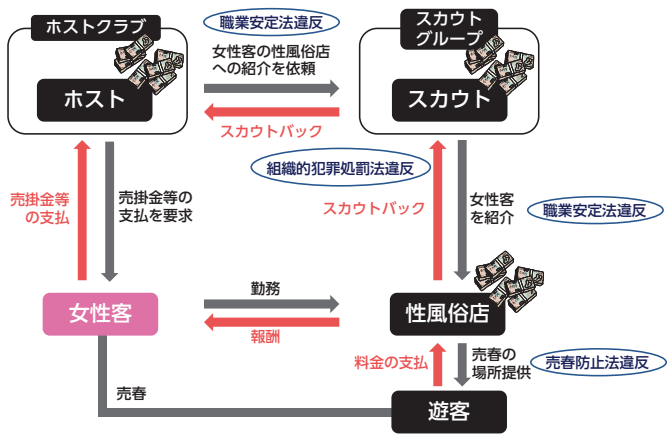

注１：ホストクラブの経営者、従業員等が、ホストクラブの料金を背景として女性客に売春をさせるなどした事案や、無許可営業、20歳未満の者への酒類等提供等の悪質な営業を行った事案
２：ホストクラブの経営者、従業員等のほか、女性客を紹介された性風俗店の関係者等の事案に密接に関与していた者も含む。

こうした情勢を踏まえ、令和７年５月、第217回国会において、接待飲食営業(注１)に係る遵守事項・禁止行為を追加することなどを内容とする風営適正化法の一部を改正する法律が成立し、同年６月に施行された(注２)。警察では、当該改正後の風営適正化法を厳正に運用しているほか、個々のホストやスカウトの検挙にとどまらず、悪質ホストクラブに係る違法なビジネスモデルの解体及び最終的に利益を得ている実質的な責任者やグループ全体の取締り、排除等に向けて、関連する組織・個人間の関係性、不正な収益の流れ等について情報収集・分析を徹底し、実態解明を推進している。

図表Ⅲ－２　風営適正化法の一部を改正する法律の概要

１　接待飲食営業に係る遵守事項・禁止行為の追加

▶ 次の行為を接待飲食営業を営む風俗営業者のしてはならない行為（**遵守事項**）として規定
- 料金に関する虚偽説明
- 客の恋愛感情等につけ込んだ飲食等の要求
- 客が注文していない飲食等の提供

▶ 次の行為を接待飲食営業を営む者に係る**禁止行為**として規定（**罰則あり**）
- 客に注文や料金の支払等をさせる目的での**威迫**
- **威迫**や**誘惑**による料金の支払等のための**売春（海外売春を含む）、性風俗店勤務、ＡＶ出演等の要求**

２　性風俗店によるスカウトバックの禁止

▶ **性風俗店**を営む者がスカウト等から求職者の紹介を受けた場合に**紹介料を支払うこと（いわゆる「スカウトバック」）を禁止**（**罰則あり**）

３　無許可営業等に対する罰則の強化

▶ 風俗営業の無許可営業等に対する罰則の強化
（２年以下⇒**５年以下の拘禁刑**、200万円以下⇒**１千万円以下の罰金**）

▶ 両罰規定に係る法人罰則の強化（200万円以下⇒**３億円以下の罰金**）

４　風俗営業からの不適格者の排除

▶ 次の者を風俗営業の許可に係る**欠格事由**に追加
- 親会社等が許可を取り消された法人
- 警察による立入調査後に許可証の返納（処分逃れ）をした者
- 暴力的不法行為等を行うおそれがある者がその事業活動に支配的な影響力を有する者

風営適正化法の一部を改正する法律に関する広報啓発資料

注１：設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
　２：法律の概要については、QRコード参照

（2）オンライン上で行われる賭博事犯の検挙及び実態解明の推進

スマートフォン等からアクセスして賭博を行う「無店舗型」のオンラインカジノについては、アクセス数の増加及びこれに伴う依存症の問題が強く指摘されているほか、これを通じた我が国資産の海外流出、マネー・ローンダリングへの利用等が懸念されている。

警察では、賭客の検挙のみならず、突き上げ捜査や徹底的な情報分析により、賭博運営に関与し、不正な利益を得ている決済代行業者やアフィリエイター(注1)等を常習賭博罪、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）等で検挙することで社会に警鐘を鳴らすとともに、組織的な資金獲得活動及びマネー・ローンダリングの実態解明や犯罪収益の剥奪を推進している。

そうした中で、警察では、オンライン上で行われる賭博事犯(注2)について、令和６年中には、62件（前年比49件（376.9%）増加）、279人（前年比172人（160.7%）増加）を検挙し、このうち「無店舗型」のものについては、55件（前年比50件（1000.0%）増加）、227人（前年比195人（609.4%）増加）であった。

オンラインカジノの違法性に関する広報啓発資料

MEMO オンラインカジノの実態把握のための調査研究

警察庁では、令和6年度、オンラインカジノの利用実態やサイトの情報を把握するため、オンラインカジノの実態把握のための調査研究(注3)を行った。

同調査研究によれば、国内におけるオンラインカジノサイトの利用経験者の推計は約337万人であり、国内における年間賭額の推計は約1兆2,423億円であった。また、経験者のうち、約60%の者が、依存症の自覚があると回答しているほか、経験者及び未経験者のうち、約44%の者が、オンラインカジノの違法性を認識していなかったと回答している。

また、日本国内から利用される可能性が高いオンラインカジノサイトに関する情報を収集した結果、上位40サイトいずれも海外のライセンスを取得しており、このうち7割がオランダ・キュラソー島のライセンスを取得していた。さらに、調査の対象である40サイトのうち、日本からの利用が禁止されていることを明示していないサイトは38サイト、日本からのアクセス率が100%であるサイトは6サイトであった。サイトの広告手法としては、ユーザーの登録に応じ紹介者に報酬を支払うアフィリエイト広告が主流であり、著名人を広告塔に採用している実態がみられる。

注１：商品・サービスを供給する事業者と宣伝広告効果に応じた成功報酬が支払われることを条件として当該商品・サービスの広告を掲載する契約（アフィリエイト契約）を結び、当該広告を掲載するウェブサイト等を運営する者
２：違法な賭博店等のパソコン等からオンラインカジノサイトにアクセスして賭博を行うものを含む。
３：警察庁委託調査は、アンケート調査及びオンラインカジノに関するデスクリサーチにより実施した。アンケート調査は、日本国内在住の15歳から79歳までの人を対象に、オンラインカジノに関する一般的な質問に関する調査を実施した上で、回答を得た約2万7,000人の中から、オンラインカジノの未経験者6,500人、経験者500人の合計7,000人を抽出し、利用経験に応じた調査を実施した。オンラインカジノサイトに関するデスクリサーチは、一般的なプラットフォームから検索可能なサイトに限定し、日本人向けオンラインカジノサイトを紹介する比較サイト７つにおいて、紹介頻度の高い上位40サイトを抽出し、本調査の対象とした。

図表Ⅲ－３　オンラインカジノの実態把握のための調査研究の結果（令和６年度）

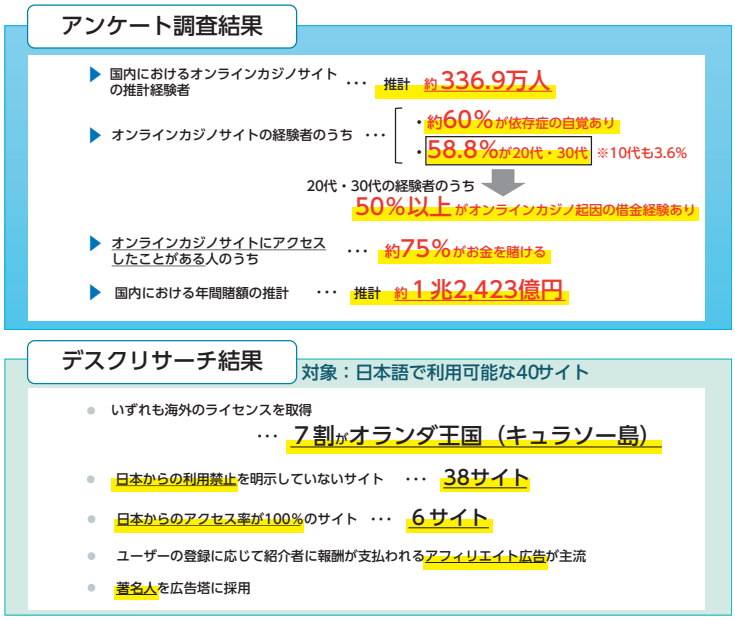

こうした情勢を踏まえ、令和７年６月、第217回国会において、違法オンラインギャンブル等(注)を行う場を提供するウェブサイト等の提示や違法オンラインギャンブル等に誘導する情報の発信を禁止することに加え、違法オンラインギャンブル等を行うことが禁止されている旨の周知徹底を図るための措置を国及び地方公共団体が講ずることを内容とするギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律が成立し、同年９月から施行される。

警察では、オンラインカジノの違法性について、広報啓発を一層強化しているほか、違法オンラインギャンブル等に誘導する情報の発信等を行わないよう周知するなど、国民が違法オンラインギャンブル等に係る情報を目にする機会の減少につなげることとしている。

CASE

社交飲食店従業員の女（34）は、令和５年５月から令和６年４月にかけて、海外オンラインカジノサイトの運営者らとの間で交わした、宣伝広告効果に応じて報酬が受けられるアフィリエイト契約に基づき、動画配信サイト等を利用し、飲食店経営者の男（39）ら不特定多数の者に対し、同オンラインカジノサイトの利用を勧誘するとともに、同サイトに利用者登録した者に対して財産上の利益を供与すると宣伝するなどした。それにより、同女は、日本国内に居住する同男に同サイトに登録させ、常習として同サイト上で賭博をさせた。同年９月、同女を常習賭博幇助罪で、同男を常習賭博罪でそれぞれ逮捕した（埼玉）。

図表Ⅲ－４　オンラインカジノに関連する収益構造の例

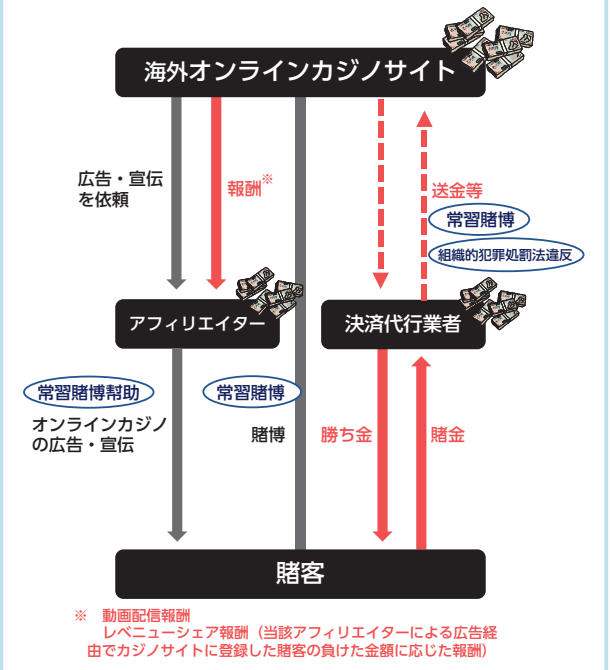

注：ギャンブル等のうち、国内においてインターネットを利用して違法に行われるもの

TOPICS

組織的窃盗・盗品流通事犯に対する取組

1　被害発生状況

近年、金属盗(注1)、大量万引き(注2)、自動車盗といった組織的窃盗が実行され、その被害品が不正に買取業者に売却されるなどの事案が多発している。こうした犯罪には複数の不法滞在外国人等が関与し、指示役等の上位被疑者の存在も認められるなど、一定の組織性がうかがわれる。また、こうした犯罪を実行するグループは、その中核部分の構成等が外部からは見えず、末端のメンバーを入れ替えながら犯行を繰り返すなど、匿名・流動型犯罪グループとしての特徴を有しており、国民経済や国民生活に大きな影響を及ぼす事犯として、治安上の大きな課題となっている。

（1）金属盗

金属盗については、メンバーが流動的に入れ替わる外国人グループにより太陽光発電施設内の金属ケーブルが大量に盗み出され、金属くず買取業者に売却されるなど、窃盗等が組織的かつ計画的に行われている実態も確認されている。

CASE

タイ人の男（31）らは、令和６年（2024年）５月、太陽光発電施設において、銅線ケーブル約100メートル等（時価合計約123万円相当）を窃取した。捜査を進めたところ、外国人コミュニティを通じて知り合ったメンバーがグループを形成して繰り返し犯行に及んでいた実態が明らかになった。同年11月までに、同男ら３人を窃盗罪等で逮捕した（茨城）。

窃取された銅線ケーブル

（2）大量万引き

大量万引きについては、海外に所在する首謀者が、通信アプリを利用して実行役に窃取する物品を指示し、指定した場所に大量の盗品を送らせるという手口での犯行も確認されている。

CASE

ベトナム人の女（31）らは、令和６年１月から同年２月にかけて、商業施設の衣料品店において、衣料品約146点（販売価格合計約36万円）を窃取した。同月、同女ら３人を窃盗罪で逮捕し、更に捜査を進めたところ、本国にいる首謀者からの指示で、来日のたびにメンバーを入れ替えてグループを形成し、実行役、見張り役、搬送役等に役割を細分化させて複数の犯行に及んでいた実態が明らかになった（大阪）。

（3）自動車盗

自動車盗については、悪質な自動車解体ヤード業者と結託した首謀者が、実行役に自動車を窃取するよう指示し、こうした悪質なヤードを通じて海外に自動車を輸出している実態も確認されている。

CASE

アルバイト従業員の男（33）らは、令和４年10月から令和５年１月にかけて、複数の府県において、普通乗用自動車５台（時価合計約2,400万円相当）を窃取した。捜査を進めたところ、同男らが首謀者から指示を受けていたことや、窃取した自動車を海外に輸出する目的で複数の犯行に及んでいたことなどが判明し、同年11月までに、首謀者を含む同男ら６人を窃盗罪等で逮捕した。また、令和５年６月、窃取された自動車を海外に輸出していたヤード経営者であるパキスタン人の男（50）ら２人を盗品等保管罪で逮捕するとともに、令和６年１月までに、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）等で追送致した（兵庫、愛知）。

注１：被害品が金属類（銅板、銅線、溝蓋・マンホール等）に係る窃盗
　２：被害総額10万円以上の万引き

2　対策状況

警察では、こうした組織的窃盗・盗品流通事犯に対応するため、部門横断的なプロジェクトチームを設置するなど、捜査と抑止を含む総合対策を一元的かつ強力に推進している。

（1）金属盗

金属盗については、犯罪グループに係る各種違法行為について、あらゆる法令を駆使した積極的な検挙を図ることにより、犯行抑止や関連情報の収集に努めている。

また、被害が多発している太陽光発電事業者等に対する情報発信や、効果的な防犯対策についての働き掛けを行うとともに、金属くず買取業者に対し、持ち込まれた金属くず等について、盗品の疑いを認めた場合の通報依頼を実施している。

MEMO

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の制定

金属盗をめぐる情勢を踏まえ、警察庁では、令和6年9月から令和7年1月にかけて、学識経験者及び業界関係者による「金属盗対策に関する検討会」を開催し、「金属盗対策に関する検討会報告書」が取りまとめられた。こうした中、令和7年6月、第217回国会において、金属くずの買受けを行う営業に係る措置に関する規定や、金属盗に用いられる犯行用具の規制に関する規定の整備等を内容とする盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律が成立した(注)。

図表Ⅳ－1　盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の概要

① 金属くずの買受けを行う営業に係る措置に関する規定の整備
盗難を防止する必要性が高い金属に係る一定の金属くずの買受けを行う営業について、都道府県公安委員会への届出、買受けの相手方の本人確認等の義務を設けることとし、所要の規定を整備

② 金属盗に用いられる犯行用具の規制に関する規定の整備
業務その他正当な理由による場合を除いて、金属盗に用いられるおそれの大きい一定のケーブルカッター、ボルトクリッパー等を隠して携帯することを禁止し、所要の罰則を整備

③ 盗難の防止に関する情報の周知に関する規定の整備
都道府県警察本部長等は、盗難を防止する必要性が高い金属を使用して製造された一定の物品に係る盗難の防止に関する情報を、太陽光発電設備を設置する者等に周知するよう努めなければならないこととし、所要の規定を整備

金属盗の犯行用具及び被害品

（2）大量万引き

大量万引きについては、衣料品販売店やドラッグストア等に対し、事業者団体を通じるなどして、防犯カメラの設置等の防犯対策について働き掛けを実施している。

また、被害品の中には、海外のECサイトで売買されているものもあることから、関係機関・団体等に盗品流通抑止の働き掛けを行うとともに、本国にいる首謀者の検挙に向けて外国の治安機関に捜査協力を依頼するなどの連携強化を図っている。

（3）自動車盗

自動車盗については、関係機関・関係部門と連携して、自動車解体ヤード等に係る情報を共有・分析した上で、各種法令に基づく立入り等による行政的な観点からの実態把握や指導を積極的に行うとともに、悪質な自動車解体ヤード等の壊滅に向けてあらゆる法令を駆使した取締りを推進している。

また、自動車製造業者に対して盗難防止性能の高い自動車の開発を図るよう働き掛けるとともに、自動車販売店等に対して自動車盗の手口等に係る情報提供や顧客に防犯対策を促す働き掛けを行っている。

注：金属くずの買受けを行う営業に係る措置に関する規定については令和８年６月までに、その他の規定については令和７年９月までに、それぞれ施行することとされている。
法律の概要については、QRコード参照。

第２部　本編

第１章　警察の組織と公安委員会制度（p. 39～46）

第１節　警察の組織
第２節　公安委員会の活動

第２章　生活安全の確保と犯罪捜査活動（p. 47～112）

第１節　犯罪情勢とその対策
第２節　犯罪捜査に関する取組
第３節　地域住民の安全安心確保のための取組
第４節　社会における良好な治安確保のための取組
第５節　犯罪被害者等支援

第３章　サイバー空間の安全の確保（p. 113～132）

第１節　サイバー空間における脅威
第２節　サイバー空間における脅威への対処

第４章　組織犯罪対策（p. 133～156）

第１節　匿名・流動型犯罪グループ対策
第２節　暴力団等対策
第３節　来日外国人犯罪対策
第４節　薬物銃器対策
第５節　犯罪収益対策

第５章　安全かつ快適な交通の確保（p. 157～188）

第１節　交通事故情勢
第２節　交通安全意識の醸成
第３節　きめ細かな運転者施策による安全運転の確保
第４節　交通環境の整備
第５節　道路交通秩序の維持

第６章　公安の維持と災害対策（p. 189～218）

第１節　国際テロ情勢と対策
第２節　外事情勢と諸対策
第３節　公安情勢と諸対策
第４節　災害等への対処と警備実施

第７章　警察活動の支え（p. 219～242）

第１節　警察活動の基盤
第２節　国民の期待と信頼に応えるための警察運営
第３節　警戒の空白を生じさせないための組織運営
第４節　国際的な協力関係の構築